# 2006
# 民主党国会レポート

## 公正な社会、
## ともに生きる国へ。

The Democratic Party of Japan
民主党

民主党政策調査会長
松本　剛明

# ～民主党自らが進化すれば、政権への道は切り拓かれる～

「新たな目的地をめざすには、まず今いる所を立ち去らなければならない。」

私たち民主党は、真の民主主義政治を実現すべく、自民党長期政権と訣別して、強い決意で政権を担い得る新しい政党を築き、政権交代に続く道を歩んでいます。

その途上の昨秋の総選挙は、徐々に政権へ近づきつつあるように思える状況で迎えました。しかし、国民の底流に広く自民党政治への失望と不信があったのに、求められる期待に応えられず、厳しい結果となりました。さらなる民主党自身の成長が必要と国民から審判を下されたものと思っています。

そのことを謙虚に受け止め、2006年の通常国会は、本格的な出直しから前進へとつなげるスタートとすべきものと位置づけて取り組みました。

まず政治の原点・理念を問う姿勢で臨みました。国民の「安全」を重視し、「改革」と称する政策による国民生活の「光と影」を取り上げ、多くの人が実感する不公平な「格差」の是正を訴えました。言葉は大きく取り上げられ、共感を呼んだものと感じています。

加えて政策能力を理解していただけるよう、民主党の考え方をしっかり示し、重要事案については法案を策定して審議を行いました。民主党の予算案を編み、憲法、行政改革、医療、農業、消費者政策、建築行政、金融、刑法、人権、教育・子ども政策等、多岐にわたる分野で法案・修正案を提示し、建設的に審議を主導してまいりました。

議員数の減少によって一人当たり質問時間が大幅に増嵩している中、「霞ヶ関」というスタッフを持たない私たちが法案を提出して審議に対応することは大きな負担ではありました。しかし、政調部門と衆参国対の連携を強化する等、工夫に努め、充分に成果を上げられたものと密かに自負しています。

もちろんまだまだ民主党には課題があると認識しています。メール問題では、個々の議員のみならず党組織の未熟さを問われる事態となり、代表の辞任にまで至りました。基本政策の議論の深化も必要です。真価を問われる時に、今度こそ民主党の進化が認められるように、この国会で前進したことを確信しつつ、その歩みを急いでまいります。

2006年8月

# 民主党国会レポート2006
## ― Contents ―


序　文

「民主党国会レポート2006」の発刊にあたって ……P1
政策調査会長 **松本剛明**

2006 民主党国会レポート ―Contents― ……P2

第１章

**164回通常国会総括** ……P4
**国民の視点からの立法力と質問力で攻勢**

第２章

**『次の内閣』活動**

1 予算・決算 ……P6
平成18年度民主党予算案 **新たな選択肢を提示**
平成16年度決算 **「ムダづかい」に警告**

2 行政改革 ……P10
行政改革推進法案 **対案を提出し論戦に挑む**
市場化テスト法 **生活者の立場からサービスの質の向上を**

3 憲法調査会 ……P14
憲法改正国民投票法案 **中立的な手続法めざす**

4 内 閣 ……P18
公益法人制度改革関連法 **官の影響力の排除へ**
探偵業法 **民主党の修正要求を取り入れて成立**

5 子ども/男女共同参画/人権・消費者 ……P22
子ども手当法案 **子どもの育ちを応援する**
消費者契約法改正 **消費者団体訴訟制度の創設にむけて**

6 総 務 ……P26
公務員制度改革案 **国のあり方を見直す**
ネット選挙運動解禁法案 **4度目の法案提出**

7 法 務 ……P30
共謀罪・サイバー法案 **話し合っただけで犯罪に**

8 外務防衛 ……P34
米軍再編 **過重な基地負担の解消にむけて**
北朝鮮人権法の成立 **国際連携にもとづき毅然とした対応を**

第2章


9 財務金融 ……P38
金商取引監視委員会設置法案 ライブドア事件の再発防止のために
所得税法等改正 抜本的改革はおきざりに

10 厚生労働 ……P42
民主党の医療改革関連3法案 がん対策基本法が成立

11 農林水産 ……P46
担い手経営安定新法vs農林漁業再生基本法案 真の農政改革をめざして

12 経済産業 ……P50
官製談合防止法案 役人の談合関与にメス
電気用品安全法の経過措置の一部終了 PSE制度の抜本的見直しを

13 文部科学 ……P54
日本国教育基本法案 新しい視点からの教育

14 国土交通 ……P58
建築基準法改正案 耐震偽装は防げるか
まちづくり3法改正 美しく活気あるまちを

15 環境 ……P62
石綿健康被害救済法 隙間だらけの救済法
容器包装リサイクル法改正 容器包装廃棄物のさらなる削減へ


資料


資料編
民主党が取り組んだ主な議員立法一覧（164回通常国会）……P66

164回通常国会の案件一覧（2006年1月20日～6月18日）……P68

常任・特別委員会等 一覧
衆議院 民主党議員……P76
参議院 民主党会派所属議員 ……P78

小沢『次の内閣』及び、前原『次の内閣』一覧……P80

# 国民の視点からの立法力と質問力で攻勢

**１６４回通常国会**

2006年1月20日 ～ 6月18日

## 安全国会と位置づけ、格差拡大を突く

建てもの・食べもの・乗りもの・子どもをはじめ、政治の根幹の使命である「安全」が危うくなっているため、民主党はこの164回通常国会を「安全国会」と位置づけ、論戦に挑む方針を確認した。同時に会期を通じ、小泉政治5年間を検証して、「光と影」の問題にはじまり、格差拡大・負担増問題の実態を国会内外のあらゆる論戦の場で国民の前に明らかにした。このことが小泉内閣、自公勢力の本質を突く打撃となり、広く世論、マスコミでも議論が高まった。

また、靖国問題、米軍再編経費問題、米国産牛肉輸入再開問題などの質疑を通じ、小泉政権が、外交の面においても何のビジョンも示すことができず、自主性・主体性・戦略性のいずれも欠落していることを明らかにした。

見かけ倒しの「小泉改革」が結局国民不在のまがい物であり、人間・企業の心を蝕むだけで、多大な矛盾、国民へのツケ廻しを残すものであったことが露呈した。歴史的に言えば、小泉改革の全ては今後の数年間で破綻し、「内政で財政赤字と格差の拡大」「外交で緊張拡大」の5年間と評価されることになろう。

## 「4点セット」で火蓋を切る

164回通常国会は、2005年11月に発覚した耐震強度ねつ造問題、BSE問題（米国産牛肉等の輸入再開）、防衛施設庁の官製談合事件、そしてライブドア事件のいわゆる「4点セット」でスタートした。

とくに耐震強度ねつ造問題では、民主党はいち早く耐震強度偽装問題対策本部を設置し、2005年末から閉会中審査を開催させ、真相究明を進めた。また、自民党の武部幹事長がこの問題に関して、「悪者探しに終始すればマンション業界もつぶれる、不動産業界もまいってしまう」、などと発言し、また閣僚経験者の関与も明るみに出るなど、まさに政官業癒着構造を象徴する事件として、厳しい国会質疑で政府・自民党を追い詰めた。

また、BSE問題では、中川農水相に、米国産牛肉等の輸入再開を「現地調査を事前に行わずに踏み切った」ことを明らかさせるとともに、輸入再開直後に「危険部位」が輸入されるという杜撰極まりない事態も発覚し、政府・与党が国民の安全よりも米国政府の要請を優先させているという言語道断の実態を浮き彫りにした。

このように、通常国会の前半では「4点セット」を中心にして、小泉政権に攻勢をかけていった。また、「4点セット」に加え様々な重要問題については、総合企画政策会議（議長＝代表）において、総合的・戦略的な視点から論議に取り組んだ。

## メール問題を肝に銘じて

しかしながら、民主党は、ライブドア事件の質疑の際に、国会質問の原則を踏み外す「メール問題」という失態を引き起こし、国民の期待を裏切った。定率減税の廃止を阻止するという最重要課題に応える前に、謝罪に追われることとなった。民主党は全党を挙げて、自らを厳しく省みて、再び国民の信頼を取り戻すべく、今一度原点に立ち返り再起の道を歩むこととなった。

2006.05.17　党首討論にて

2006.04.12　『次の内閣』閣議にて

前原代表の代表辞任を受け、発足した小沢体制では、何よりもまず国民の視点に立ち、そして地道な調査活動と確かな資料に基づくまさに「質問力」で、再び攻勢に転じた。

とくに、2006年4月末の衆議院千葉7区補欠選挙では、序盤の劣勢を覆し見事な逆転勝利を収めるに至り、国民からの信頼再生を背に受けて、後半国会に挑んだ。

## 重要法案のすべてに対案

民主党は、今国会に政府が提出した法案の中でもとくに国民生活に重大な影響をもたらす法案に対し、国民の視点からの対案を作成・提出した。また、がん対策基本法や、自殺対策基本法、北朝鮮人権侵害救済法案などでは、政府・与党に先駆けて法案化に取り組み、与党が追随する形で成立させた。さらに、教育基本法改正案や組織犯罪処罰法改正案、農政改革関係の法案では、与党議員からも「民主党案の方が優れている」との評価の声も出るほど、霞ヶ関官僚に頼らない独自の立法能力を内外に示した。

今国会で民主党が提出した議員立法は37本、163国会からの継続法案9本、民主党も関わる委員長提案11本とあわせ、民主党の議員立法の総数は57本に及んだ。このような民主党の正攻法の攻勢を前に、政府・与党は敗走を余儀なくすることとなった。会期終盤で社会保険庁による国民年金保険料の不正免除が焦点化したこともあり、民主党の厳しい追及、国会論戦に耐え切れず、小泉首相は、法案審議を放り出し、参議院選挙が無い年では極めて異例の「延長無し」で会期を閉じた。これによって、教育基本法改正案、国民投票法案(憲法改正手続き)、組織犯罪処罰法改正案、防衛庁の省昇格法案、社会保険庁改革法案、道州制特区推進法案といった小泉政権が「最重要」と位置づけていたはずの法案が、自らが首相を退くことを公言しながらも無責任に先送り(継続審議)にされた。

## 国民の意見を政策立案に反映

民主党は、「かわるかも!!」と題して第5回インターネット政策公募(2005年6月22日～9月15日まで)を実施し、応募総数1,456件の中から、ディプロマミル(学位販売機関)規制、障害者駐車場の規制強化等の政策7件が採用された。採用者は2006年6月に国会を訪れ、提案した政策について説明し、『次の内閣』閣議で採用された提案の法制化等に向けた作業を進めることが確認された。

そのほか、医療制度改革、消費者契約法等についてパブリックコメントを実施し、民主党の政策に反映させた。

### ― シンクタンク「プラトン」設立 ―

政権を獲得した際にダイナミックな変革を断行するため、政策・人材両面に厚い基盤をつくることを目的に、2005年11月に民主党のシンクタンクとして「公共政策プラットフォーム」(略称：『プラトン』)が設立された。党の垣根を越え、そして、霞が関のみに依存しない独自の政策立案を行う知的集積体をめざし、活動がスタートした。

# 1 予算・決算

## 焦点課題・焦点法案

### 平成18年度民主党予算案
## 新たな選択肢を提示

民主党は、わが国の将来像、財政のあり方を示すべく、独自の平成18年度予算案を示した。民主党案では、特別会計をゼロベースで見直し、徹底的にムダをなくすことで、「『安全・安心』が見える10兆円」、「『地域』が見える20兆円」、「『未来』が見える30兆円」という3つの理念に基づいた予算配分を行った。

### テーマは「予算の見える化」

具体的には、「『安全・安心』が見える10兆円」として、アスベスト総合対策や開かずの踏切対策など「建てもの・食べもの・乗りもの・子ども」の安全を守る事業、奨学金の貸与など「人への投資」を行う事業、子ども手当てなど「チルドレン・ファースト」の理念に基づく事業、障害者の自立支援など「支援の必要な人には確かな支援を」行う事業等に重点配分を行った。「『地域』が見える20兆円」として、税源移譲と一括交付金の創設により、大胆な地方分権を行うとともに、中小企業支援など地域経済の活性化に向けた投資を行うとした。「『未来』が見える30兆円」として、子・孫に借金をつけ回さないため、国債残高を30兆円縮小するとした。

以上、民主党は、政府と異なる選択肢を国民に示した上で、国会で精力的な議論を行った。

### 平成16年度決算
## 「ムダづかい」に警告

### 多くのムダを指摘

平成16年度予算は、その審議中から民主党の指摘により年金保険料の流用や国家公務員の退職金かさ上げ、年間5,500件を超える入札価格と落札価格の一致など数多くのムダが明らかとなっていた。しかし、政府案はこれらのムダを放置する一方、36兆円余の国債を発行し、巨額のツケを後世に押し付けるものであった。民主党は、政府案に対して独自の予算を編成し、新たな選択肢を国民に提示した。

以上のように多くの問題を含んだ平成16年度予算は、その執行過程においても必要な見直しを行わず、164回通常国会において明らかとなった数多くの談合や随意契約によって、国民の貴重な税金がムダづかいされていることは明らかである。よって、民主党は、衆議院では、財政再建、特別会計改革、社会保険庁問題、公共事業の入札問題、耐震偽装問題、子どもの安全対策、米軍再編問題などについて「指摘事項」を提案した上で反対した。参議院では随意契約・天下りの是正、特別会計改革などについての「警告決議（本会議決議）」、公務員制度改革、独立行政法人改革などについての「審査措置要求決議」、「会計検査院検査要請」の決議に賛成し、平成16年度決算には反対したが、承諾された。

2006.01.26　衆議院予算委員会にて、平成17年度補正予算を審議

2006.03.06　参議院予算委員会にて、平成18年度予算を審議

2006.06.12　衆議院決算行政監視委員会にて、平成16年度決算を審議

# 活動の経過

民主党は、予算調査会にて、「平成17年度補正予算案」への組み替え案、及び「平成18年度民主党予算案」を編成するため、精力的に議論を行った。また、政府の「平成17年度補正予算案」及び「平成18年度予算案」について、関係省庁や有識者からヒアリングを活発に行い、検討を行った。「平成16年度決算」については、決算行政監視調査会にて、関係省庁よりヒアリングを行うとともに、活発な議論を行った。

## 平成17年度補正予算案組み替えを提案

政府は、164回通常国会に「平成17年度補正予算案」を提出した。その主な内容は、前年度剰余金及び当年度税収増などを財源とした、災害対策、義務的経費の追加等であった。しかし、政府案は、最重要課題であった耐震偽装、アスベスト、豪雪、子どもの安全などに十分に対応できていなかった。

民主党は、これらの問題に対する国民の不安を払拭するため、①耐震偽装問題に対応し、「建てもの」の安全に150億円、②通学路の安全確保のためのスクールバスや防犯灯等の設置、犯罪被害防止のための安全教育、地域ぐるみの学校安全体制の整備、不審者侵入対策、学校、幼稚園、保育園等の耐震化工事等など、「子ども」の安全に7,235億円、③隙間のない救済を実施するためアスベスト関係に25億円、④豪雪対策に200億円、を配分するよう、補正予算の組み替えを提案した。

しかし、これらの重要課題に関心の薄い政府が、民主党の提案を受け入れなかったため、民主党は政府案に反対した。補正予算は原案のまま成立した。

## 小泉内閣で8兆円の国民負担増

補正予算の審議に続いて、小泉総理の5回目にして、「構造改革の総仕上げ」と称する「平成18年度予算案」の審議が行われた。

小泉政権では8兆円超の負担増を国民に求めた上に、毎年度30兆円以上の国債を発行し、国債残高を170兆円余り増大させた。

「平成18年度予算案」では、かろうじて「国債発行枠30兆円」を達成したが、これは、税制の抜本的改革を行うとの法律の規定を無視して定率減税廃止を強行したほか、特別会計からの繰り入れ・ＮＴＴ事業費の補正予算による前倒し償還など、数々の数合わせ的な小細工を行った結果にすぎない。

予算委員会における民主党の資料請求によって、公共調達の不透明な入札、契約や天下りの実態が明らかとなり、政府のムダづかい体質が少しも改善していないことも露呈した。小泉政権は、このようなムダづかいの是正に対しては終始消極的であった。（詳細p.12）

## 格差拡大を放置

通常国会の冒頭では、耐震偽装、ＢＳＥ、防衛施設庁談合、ライブドアのいわゆる「4点セット」の他に、前原代表の本会議代表質問をきっかけに、「小泉内閣の光と影」「格差問題」が焦点となり、国会でも予算委員会を中心に重ねて議論が行われた。

小泉首相は「格差は確認できない」「格差があることは悪いことだとは思わない」と国会で発言したが、非正規雇用の急増などによる低所得

# 1　予算・決算

者の増加や生活保護世帯の急増などから格差の拡大は明らかであり、また世論調査によれば、これに対して多くの国民が不安を感じている。小泉政権によるセーフティネットを置き去りにした規制緩和、競争社会の創出や、社会保障における負担増・給付減がこうした状況を生み出し、或いは加速させていることは明らかである。小泉政権の看板の一つであった「三位一体」改革も同様の原因となっている。

「平成18年度予算案」では、補助金を約4.7兆円削減し、3兆円の税源移譲を行う「三位一体改革」の一環として、約0.8兆円の国庫補助負担金の削減が行われた。しかし、補助金削減は、霞ヶ関の権限を温存しつつ、負担を地方に押しつけるだけの補助率カットという最悪の手法で行われた。結局、「三位一体改革」は、地方の自由度や裁量性を高め、国と地方を通じた行財政改革を実現していくという、地方分権改革の理念とはかけ離れた結果に終り、地方間格差がよりいっそう拡大することは必至である。

「平成18年度予算案」は、勝者のみを応援し、弱者には目を向けずに切り捨て、格差拡大を助長するのみならず、再チャレンジの機会を奪ってきた小泉政権の姿勢を色濃く反映したものであった。これ以上格差拡大を放置すれば、国民の不安、不信、不公平感を増大させ、ひいては社会の不安定化、経済の低迷、犯罪の誘発を招きかねない。「格差」の問題は、今後の日本社会のあり方を内包し、政治にとって非常に重要な課題である。164回通常国会では、「メール問題」によって十分な議論、追及に至らなかったが、民主党として、今後「格差」問題に正面から取り組んでいく。

## 独自に平成18年度予算案を編成

民主党は、4回目の独自予算案編成に2005年末から着手した。2005年総選挙マニフェストを踏まえ、12月20日の『次の内閣』閣議において、「平成18年度民主党予算案」の基本方針が確認された。その後も予算調査会にて活発な議論を行い、2006年2月1日に、特別会計をゼロベースで見直し、徹底的にムダをなくして、「『安全・安心』が見える10兆円」、「『地域』が見える20兆円」、「『未来』が見える30兆円」という3つの理念に基づき予算配分を行った「平成18年度民主党予算案」を発表した。（詳細p.6）

民主党は、格差拡大を放置する自民党政権とは異なる予算の選択肢、新たな国家の未来像を国民に示した。しかし、政府が民主党案を受け入れなかったため、政府案に反対した。政府提出の平成18年度予算は原案のまま成立した。

## 「ムダづかい」だらけの平成16年度決算

政府は、164回通常国会に「平成16年度決算」を提出した。平成16年度予算は、2004年当時の予算委員会において数多くのムダが明らかとなっていたにもかかわらず、これを放置する一方、36兆円余の国債を発行し、巨額のツケを後世に押し付けるものであった。また164回通常国会でも、民主党の調査、資料要求により、平成16年度予算の執行過程での多くの談合、随意契約の実態が発覚し、税金のムダづかい体質が政府全体に蔓延していることが明らかとなったため、民主党は決算に反対したが、平成16年度決算は承諾された。（詳細p.6）

# 2 行政改革

## 焦点課題・焦点法案

### 行政改革推進法案
## 対案を提出し論戦に挑む

2005年の「橋梁談合」や、2006年初の防衛施設庁談合など、民主党の調査により、天下りを背景とした談合体質の政府全体への蔓延が明らかとなった。同時に真の構造改革実現には、政府の全ての事務事業を点検し、不要なものは廃止、地方でできることは地方に移譲することが不可欠と民主党は考えていた。しかし、政府提出の「行政改革推進法案」はこれら最重要課題を含まない、脈絡のない中途半端な改革案の寄せ集めであった。

### 民主党は対案を提出

民主党は、衆議院では政府全事業の見直しとそれに基づく国・地方の役割分担明確化、天下り規制強化及び入札改革に加え、借り手の立場に立った政策金融改革、31特別会計中28会計を廃止する特別会計改革、公務員制度改革等を盛り込んだ、独自の「行政改革推進法案」を提出したが、法案は否決された。

参議院では、天下りを背景とした談合、随意契約等、税金のムダづかい体質を解消するために、随意契約に関する情報公開を徹底する会計法改正案及び天下り規制強化法案を提出したが、法案は継続審議となった。

与党は政府案を強引に成立させたが、民主党の追及、対案等の提出により、天下り、随意契約等に関し、国民の大きな関心を呼んだ。

### 市場化テスト法
## 生活者の立場からサービスの質の向上を

内閣府より提出された「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案」（市場化テスト法案）は、これまで国・地方公共団体にて行われてきた公共サービスの一部について、「民間でできることは民間に」との観点から、官と民の競争入札（官民競争入札）等を活用することによって、サービスにかかる経費を削減し、質の向上を図ることを目的とするものである。

### 生活者の視点からの修正を勝ち取る

本法案は行政改革関連法案と一括して行政改革特別委員会にて審議されたが、「経済効率性を優先するあまり、サービスの利便性や安全性の低下を招かないのか」との懸念の声があげられた。なお民主党は、2005年の総選挙マニフェストにおいて、市場化テストを進化させ官民双方から競争によって優れたサービスを低廉に提供する主体を選ぶ「生活利便性向上テスト」を提唱したところであるが、本法案に対しても、「生活者の視点からサービスの質の向上を図るよう配慮する」必要があるとして、その旨の条文を追加修正するよう求めた。交渉の結果、与党がこの修正を受け入れたので、政府案に賛成することとし、法案が成立した。

2006.04.13　行政改革推進法民主党案を衆議院に提出

2006.04.18　衆議院行政改革特別委員会にて、民主党案を審議

2006.05.25　参議院行政改革特別委員会にて、政府案を審議

# 活動の経過

民主党は、行政改革プロジェクトチームを設置し、行政改革について活発に議論を行った。談合・天下りについて実態を明らかにし、衆議院においては行政改革推進法民主党案を提出、参議院においては、天下り規制法案、随意契約等透明化法案を提出するなど、真の行政改革実現に向けて積極的に取り組んだ。

## 独立行政法人関連9法案への対応

政府・与党は、164回通常国会に独立行政法人関連9法案（対象独法：47法人）を提出した。民主党では、決算行政監視調査会が中心となって、関係部門と連携して、対象独法について、関係省庁からのヒアリングや現地視察を行った。

独法関連法案は、その大半が独法職員の身分を「公務員」から「非公務員」に変更することを内容としていた（44法人・約1万2,000人の独法職員を「非公務員化」）。

一方で、国が交付する運営費交付金が増額されるなど、「改革」と矛盾するものも含まれていた。独法職員の身分を単に「非公務員化」するだけの政府案は、「天下り隠しの非公務員化」の誇りを免れないものであった。

独法化により、国会の監督を逃れ、また市場の評価の対象にもならない以上、その事業の妥当性・効率性をチェックするためには情報公開・第三者による評価が不可欠である。しかし、現在の独法は情報公開が十分ではなく、また評価も内輪の評価にとどまっている。これでは独法の行う事業を適正に評価することはできず、ひいては本来独立行政法人制度の期待されていた効果を発揮することもできない。

以上の観点から、民主党は、独立行政法人関連法案には、原則として反対することとしたが、法案はすべて成立した。

## 談合・天下りの実態解明に尽力

行政改革の最優先課題は談合・天下りであるとの考えから、民主党は、163回特別国会にて、衆議院に予備的調査を要請した。その結果、中央省庁や特殊法人など外郭団体の役職員として出向している国家公務員は、2万2,250人、天下り先団体数は3,962法人、天下り先への補助金等交付額は5兆円を超えることがわかった。

164回通常国会の予算委員会において資料要求を行い、中央省庁などの幹部ＯＢを天下りとして受け入れた法人のうち、契約事業の受注や補助金などにより国から2004年度に1,000万円以上の支払いを受けた法人との契約の9割以上が随意契約であったという事実が判明した。省庁が無競争の随意契約で法外な契約を結ぶ見返りとして、天下りを公益法人などに受け入れさせるという実態が明らかになった。

また、過去5年間の各省の発注事業について、一般競争入札では、落札率97％以上が53％、94％以上が82％、指名競争入札では、落札率97％以上が49％、94％以上が72％と、「談合」が常態化していることも明確となった。

そのような中、防衛施設庁談合事件が発覚したが、これが氷山の一角に過ぎないことは明らかである。

## 行政改革推進法民主党案を提出

政府は164回通常国会に、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案」（行政改革推進法案）を提出した。しかし、

# 2 行政改革

政府案は、所要の措置について、これから定めていくというものが大半であり、中身に乏しい内容であった。また、行政改革と地方分権は不可分の関係にあるにもかかわらず、政府案にはこの視点が完全に欠如しており、談合・天下りへの対策も含まれていなかった。

民主党は、衆議院においては、「国民がゆとりと豊かさを実感しながら安心して暮らせる安全な社会を構築できる効率的で信頼される政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案」（行政改革推進法民主党案）を提出して論戦に挑み、政府案の欠陥を浮き彫りにしたが、民主党案は否決された。（詳細p.10）

## 天下り規制法案、随意契約等透明化法案を提出

民主党は、衆参両院の予算委員会や衆議院の行政改革特別委員会の審議を通じ、談合・天下り問題の根絶無くしていかなる行革もないとの認識に立ち、参議院においては、「国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化その他退職管理のための国家公務員法等の一部を改正する法律案」、「特殊法人等の役職員の関係営利企業への就職の制限に関する法律案」（天下り規制法案）と「国が行う契約の過程及び内容の透明性の確保等による契約事務の適正化を図るための会計法の一部を改正する法律案」（随意契約等透明化法案）を提出し、両案ともに参議院内閣委員会にて継続審議となった。

天下り規制法案の主な内容は、①国家公務員等の離職後5年間、在職していた機関と密接な関係にあるものに就くことの禁止、②本省幹部の離職後10年間の再就職状況の報告の義務付け、③退職勧奨の制限、等である。

随意契約等透明化法案の主な内容は、①国による随意契約、指名競争入札について、徹底的な情報公開の義務付け、②随意契約、指名競争入札の厳格化、契約事務の適正化、③IT調達を長期継続契約から明示的に除外する、等である。

両案提出により、参議院の行政改革特別委員会においても、談合・天下り問題が審議の中心となったが、与党は強引に政府の行政改革推進法案を原案通り成立させた。

## 市場化テスト法・公益法人改革関連法が成立

なお、内閣官房より提出された「公益法人制度改革関連法案」についても、衆参両院の行政改革特別委員会にて行政改革推進法案と一括して審査に付された。同法案は、これまで主務官庁の自由裁量のもとにあった社団法人・財団法人の設立について、登記のみで簡便に設立できるようにするものであり、透明性向上にむけて一定の評価ができることから、民主党は法案に賛成し、法案は成立した。（詳細p.18）

また内閣府より提出された「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案」（市場化テスト法案）についても、同じく衆・参の行政改革特別委員会にて行政改革推進法案と一括して審査に付された。民主党は審議のなかで生活者の視点の重要性を指摘し、「生活者の視点からサービスの質の向上を図るよう配慮」する旨の修正を与党が受け入れたため、これに賛成し、法案は成立した。（詳細p.10）

# 3 憲法調査会

## 焦点課題・焦点法案

### 憲法改正国民投票法案

## 中立的な手続法めざす

民主党は164回通常国会終盤の5月26日、「日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続き及び国民投票に関する法律案」を衆議院に提出した。与党も「日本国憲法の改正手続に関する法律案」を同日提出した。

両案に共通する国民投票制度の概要は以下の通り。①国会が憲法改正を発議した日から起算して60日以後180日以内で国会の議決した期日に行う、②国民投票の執行に関する事務は中央選挙管理会が管理する、③国民投票広報協議会を設置し、国民投票公報の原稿の作成など改正案の広報に関する事務を客観的かつ中立的に行う、④国民投票無効の訴訟、再投票及び更正決定について規定する、⑤憲法改正原案の提出は、衆議院100人以上、参議院50人以上の議員の賛成を要する、⑥発議は内容において関連する事項ごとに区分して行う、⑦日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行い、憲法改正原案、日本国憲法の改正手続に係る法律案等を審査するため、各議院に憲法審査会を設ける、⑧この法律は、公布の日から起算して2年を経過した日（国会法改正に係る部分は公布の日以後初めて召集される国会の召集の日）から施行する。

### 民主党案は国民投票運動を幅広く保障

一方、与党案に対する民主党案の特色は以下の通りである。①憲法改正国民投票だけでなく国政の重要問題に関する国民投票制度も一体として導入するとしていること、②原則として18歳以上の日本国民が投票権を有するとしていること。また、公職選挙法の選挙権年齢や民法の成年年齢なども18歳に引き下げることを基本に、本法律の施行の日までに関係法令の規定の見直しを行うとしていること、③賛成する者は投票用紙に○印を付け、投票総数の過半数の賛成があった場合に国民の承認があったものとするとしていること（所定の投票用紙を用いない投票以外は、他事記載などもすべて反対票とみなす）、④国民投票運動をすることのできない特定公務員を選管職員などに限り、裁判官や警察官も運動を行えるとしたほか、公務員・教育者等の地位利用による運動についても特別な禁止規定を設けないとしていること、⑤政治的表現と国民投票運動の厳密な区別が困難であることから、国民の自由闊達な議論や表現を保障するため、国民投票運動に関する規制は最小限とし、買収罪の規定もおいていないこと。

両法案ともに6月1日に衆議院本会議で趣旨説明と全会派による質疑を行い、継続審議となった。

2006.04.22　徳島市内にて、憲法対話四国集会を開催

2006.06.01　衆議院本会議にて、民主党国民投票法案を審議

2006.06.03　札幌市内にて、憲法対話北海道集会を開催

# 活動の経過

民主党は1998年に憲法調査会を設置し、過去4回の報告書を発表してきた。2004年6月には「創憲に向けて、中間提言」を取りまとめ、2005年10月には「民主党『憲法提言』」を公表した。これらは主権者であり憲法制定権者である国民の間で憲法に関する論議が今後活発に行なわれるために、議論のたたき台となるよう提案したものである。

## 全国で憲法対話集会を開催

民主党は、この「憲法提言」を踏まえて2006年中に全国11ブロックで憲法対話集会を行うことを決め、第1回目の四国集会を4月22日に徳島市で開催した。基調報告で、憲法9条の改正をめぐる議論について、国民の多くが自衛隊の存在や万が一の場合の自衛権の行使を容認している現状を踏まえたうえで、「自衛」や「国際協力」と名がつけばいかなる軍事力の行使も認める自民党改憲案を厳しく批判し、内閣法制局の解釈だけに頼らず、憲法に自衛隊の活動の明確な歯止めを盛り込む必要性を提起した。

会場の参加者からは、現行の憲法9条を維持すべきだとの意見が表明されたほか、象徴天皇制の今後のあり方や首相の靖国神社参拝についての民主党の考えを問う質問が出された。

続いて5月14日、北関東集会を宇都宮市で開催した。「はたして憲法改正という問題を国民の判断に委ねて大丈夫か」という参加者の質問に民主党側は、「国民に対する悲観的な発想がこれまでの霞が関の官僚主導の政治を許してきた。だからこそ、それを乗り越え、国民の意思決定力を鍛え、しなやかに、強くしていくことに真剣に取り組まなければならない」と、国民による直接的な意思表示の重要性を強調した。

6月3日には北海道集会を札幌市で開いた。基調報告の後、参加者からは「現状を変えることで、現行憲法の理念に近づけていくべきだ」「憲法が風化したのではなく、9条を作った国民の心が風化した」「憲法を変える必要はない」という意見が次々に出された。これに対し民主党側は、「現状を変えるよう言い続けても変わらなかったのがこの50年」であり、「自衛隊は憲法上の存在なのか、そうであれば憲法上どのように位置づけるべきなのか」などと問いかけた。

今後、残る地方でも集会を開催する。

## 憲法改正国民投票法制をめぐる論点整理

衆議院では、2005年9月に憲法調査会を「日本国憲法に関する調査特別委員会」へと改組した。164回通常国会では憲法改正国民投票法制をめぐる審議を13回にわたり開催、全党が国民投票法制についての意見表明を行うとともに2回の自由討議、放送・出版・広告業界の参考人から意見を聴取した。これと並行し、理事懇談会の場で国民投票法制に関する論点整理の議論が続いた。

参議院の憲法調査会では、164回通常国会中3回会議が開催され、「憲法改正等国民投票制度の主要論点」について各会派の意見陳述、意見交換などを行った。

民主党は、2005年10月末にまとめた国民投票法制大綱をもとにこれらの議論に臨んだ。

衆議院の特別委員会理事懇談会での論点整理をめぐる議論がほぼ一巡し、最終的に、一般的国民投票制度を同時に整備することの是非、投票年齢を18歳に引き下げることの是非、公務

# 3　憲法調査会



員・教育者の地位利用国民投票運動規制や買収罪規定を設けることの是非等について民主党と与党の見解の相違は埋まらず、また共産党や社民党は「改憲につながる」として国民投票法制の整備そのものに反対を主張し続けた。民主党は、国民投票法を改憲や護憲という立場を超えた公正・中立なルールを定める手続法として制定するためには、さらに議論を積み重ねて全会一致で制定できるよう努力すべきだと主張し続けてきたが、通常国会会期末をにらみ与党が単独での法案提出に動いたため、民主党も独自案を提出することとなった。

## 国民投票法案2案の審議入り

5月末に提出された民主党案、与党案の両案について6月1日、衆院本会議で審議がスタートした。

民主党案提案者は、一般的国民投票手続について、「国民が直接意見表明するためのもので、間接民主制を補完する諮問的なもの」「憲法で国会が国権の最高機関であり間接民主制を採用していることを尊重しつつも、国会が自らの意思で重要な国政問題について国民の意思を問うことは、憲法の趣旨にかなうもの」とその意義と位置づけを説明。

「国民投票法案の制定を改憲と表裏一体で位置づけているのか」との問いには、「この法案は憲法改正の肯定も否定も含めて国民の自由な議論を保障し、国民の意思表明に道を開くためのもので、改憲に直結するものではない」「民主党は改憲を決めているわけではない」と民主党の立場を明確にした。

与党案が国民投票の年齢要件を20歳以上としているのに対し、民主党案が18歳以上としている理由についての問いには、「民主党は選挙権も18歳にまで引き下げることを主張しており、若い世代の声を政治に反映させるため」と答弁した。

憲法改正の成立に必要な国民投票の過半数を計算する際の分母をどのようにとるかについて、与党案が○×以外の記載をしたものは無効投票として分母に算入しないとしているのに対し、民主党案が○印以外の記載をしたものなども有効投票として分母に算入する理由については、複数の候補者から選択する選挙における無効投票の考え方との違いを指摘した。

他の野党からは、最低投票率制度を設けるべきとの質問もあったが、憲法に定められていない要件を加重することの問題や「棄権運動」を誘発する懸念を指摘し、この考えを斥けた。

国民投票に関する運動の規制のあり方については、特に裁判官・検察官等特定の公務員の国民投票運動禁止、公務員や教育者の地位利用国民運動規制、買収罪の規定を設けるかどうかについて、与野党で鋭く見解が分かれた。民主党提案者は、自由闊達な憲法論議を保障するため国民投票運動への規制を最小限にすべきであり、地位利用運動規制や買収罪は正当な運動と違法な運動の切り分けがきわめて困難であること、また規制しなくとも特段の弊害は生じないとの考えを明らかにした。

# 4 内閣

## 焦点課題・焦点法案

### 公益法人制度改革関連法
## 官の影響力の排除へ

#### 登記による準則主義へ

社団法人・財団法人などの公益法人については、その設立にあたり、①法人設立が簡便でない、②省庁の縦割りによる弊害がある、③公益性の認定が不明確である、等の問題点が指摘されていた。また主務官庁の自由裁量のもと、官僚の天下りや不明朗経理の温床になっているなどの強い批判を寄せられていた。

そこで政府は、これら問題の多い公益法人の設立について、主務官庁による認可主義から、登記による準則主義へ改めることを主な内容とする「公益法人制度改革関連法案」を、164回通常国会に提出した。同法案は行政改革特別委員会にて行政改革推進法案と一括して審議に付された。

#### より透明な制度にむけて

政府案は、明治以来、民法34条にもとづき続いてきた公益法人制度を抜本的に改めるものであり、主務官庁による裁量を一定程度排除するなど評価できる面もあることから、民主党はこれに賛成し、法案は成立した。しかしながら新制度の最大の要諦である税制については、今後政府税調等にて議論のうえ決定することとされており、まだ不明確な点が多い。民主党は今後もこれらの点について、注意深く見守っていく。

### 探偵業法
## 民主党の修正要求を取り入れて成立

#### 悪質な探偵業者をめぐるトラブルが多発

悪質な探偵業者や興信所をめぐるトラブルが多発している。これら調査業の営業に関しては、盗聴・盗撮等の違法な手段による調査や、業務上知りえた秘密を利用しての恐喝などの犯罪が発生しており、業界の浄化を求める声が上がっていた。そのため与党から議員立法として、探偵業者の適正な業務のため規定を整備する「探偵業の業務の適正化に関する法律案」が提出されていた。

#### 民主党の要求により条文修正

与党より提出された法案は、身元調査など人権侵害のおそれをはらむ業務につき何ら規制されていないことや、探偵業務の定義に報道機関が含まれる可能性があるため報道の統制につながるのではないか、等の問題があった。そのため当初の与党原案に対し、①個人の権利利益の保護・違法な差別的取り扱いの禁止を明示すること、②探偵業の定義から報道機関を除外すること、等の条文修正を要求したところ、これが受け入れられたので、衆議院内閣委員長提案として法案に賛成することとし、法案は成立した。

しかしながら、すべての探偵業者が届出に応じるかなど、残された課題も多い。法施行後もこれらの点を注意深く見守っていく。

2005.12.20　愛知県にて、被災避難生活・体験訓練を実施

2006.01.15　新潟・長野両県の豪雪被害状況を視察

2006.05.15　都内の遺失物関連施設を視察

# 活動の経過

内閣部門では、衆参両院の内閣委員会にかかる所管事項（内閣府・内閣官房・国家公安委員会提出の法案など）を扱うほか、災害対策特別委員会や、沖縄及び北方問題に関する特別委員会など、その所掌は広い範囲に及んでいる。そのため内閣部門会議では、これらの諸問題に迅速かつ柔軟に対応するため、必要に応じ各種の作業チームを設置するとともに、政策課題ごとに担当主査議員をおく等の対応を行ってきた。

## 災害政策・危機管理対応の確立にむけて

わが国は、急峻な地形・厳しい気候等の諸要因により災害を受けやすく、全国各地で毎年のように風水害・地震・火山災害等の被害が生じている。これらの災害が発生する度に、多くの人々が自宅を離れ、避難所での生活を余儀なくされている。

内閣部門会議では、自然災害発生時における避難生活のあり方を検証するため、2005年12月8日・9日の2日間、「被災避難生活・体験訓練」を愛知県の市民公園にて実施した。発災時の現実にできるだけ近い状況を設定し、徒歩避難や災害時要援護者の搬送、炊出し訓練、テント宿泊等などの実体験を行うことで、応急時における行政の不備や、被災者のニーズを身をもって体感した。

また2005年の年末から年始にかけ各地で発生した豪雪被害について、民主党では災害対策本部を設置し、民主党地方組織を通じた各地の被害実態の調査、関係省庁からのヒアリング等を行い、被災者ニーズの把握につとめた。とくに被害が甚大であった新潟・長野両県については、党代表をはじめとする党幹部が現地を視察し、これら取り組みの成果として、要請書「豪雪災害に対するより一層の取り組みについて」を取りまとめ、政府に対し申し入れを行った。

なお、大規模災害や各種のテロ、武力攻撃事態等、緊急に対処すべき事態が発生した場合には、政府はその初動において迅速かつ的確な対応を行わなければならない。それら危機管理能力の実態を検証するため、2005年11月30日に内閣部門会議では、政府の緊急時対応施設の視察を行った。視察では霞ヶ関の中央合同庁舎5号館におかれた内閣府防災部局を訪問し、政府の災害対策本部会議が開かれるオペレーションルームにて、災害発生時における内閣府の応急対応のあり方や関係省庁からの災害情報の集約・伝達方法の概要について説明を受けた。また市ヶ谷の防衛庁庁舎地下にある中央指揮所では、防衛出動発令時や国内テロ発生時における防衛庁の対応のあり方や、NBC（核・生物・化学）テロに対する準備状況などについて説明を受けた。

## 独自政策実現のために

164回通常国会では、内閣官房より「公益法人制度改革関連法案」「行政改革関連法案」、内閣府より「消費者契約法の一部を改正する法律案」「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案」（市場化テスト法案）「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案」（北海道道州制特区法案）、警察庁より「遺失物法案」「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案」が提出され、北海道道州制特区法案を除くすべての法案が成立した。なお、当初に提出が想定されていた皇室典範一部改正案については、

# 4 内閣

国会提出には至らなかった。

なかでも遺失物法案は、これまで6ヶ月保管する旨が定められていた拾得物について、保管期間を短縮するとともに売却等の規定を整備するもので、国民生活に与える影響は大きいものである。このため内閣部門では、都内大規模鉄道事業者の「落し物センター」及び警視庁遺失物センターの視察を行い、これら遺失物にかかる取扱いの現状について検証を行った。

なお民主党の議員立法として、国立国会図書館に恒久平和局を設置する内容の「国立国会図書館法の一部を改正する法律案」や、さきの大戦における従軍慰安婦に対して謝罪の意を表す内容の「戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案」、消費生活製品の危険情報の公表を行政・事業者に義務付ける内容の「消費生活用製品等及び特定生活関連物品に係る危険情報の提供の促進等に関する法律案（危険情報公表法案）」等を国会に再提出するなど、民主党の独自政策実現のための取り組みも精力的に行った。これら3法案は継続審議となった。

## 国民から信頼される警察の体制づくりへ

ここ数年の間に、全国の警察組織において不祥事が続発し、警察に対する国民の信頼を著しく損なう事態が続発している。とりわけ北海道警察に端を発した警察不正経理問題は、全国の都道府県警察に飛び火し、警察の構造的腐敗の一端が明らかとなった。

そのようななかで2006年3月には、愛媛県警察や岡山県警察等において、捜査員の私物パソコンからインターネット上に捜査情報が流出する事件が発覚した。これらはいずれもファイル交換ソフト「Winny」のウィルスを介したもので、流出した捜査情報は、愛媛県警分では約6,200人分の個人情報を含む大規模なものであった。その中には架空の捜査協力者への謝礼交付報告書や、Nシステム(自動車ナンバー自動読取装置)の運用の実態を表す資料など、警察内部における不正の実態・規律の緩みを生々しく示す資料が存在したため、内閣部門会議ではこれらの点について警察庁からの聞き取りを行うとともに、内閣委員会において民主党委員より同問題に関して鋭い追及が行われた。

なお不正経理をはじめとする不祥事が全国の警察組織において続発する背景には、公安委員制度が形骸化し機能不全に陥っているのが理由との指摘がある。民主党はかねてより公安委員会を警察組織から独立させるとともに、公安委員会独自の事務局を充実させる旨の政策を打ち出しているところである。そこで、これら公安委員制度の現状を検証すべく、衆議院内閣委員会理事会においては、国家公安委員会委員を招致して聞き取りを行う旨、与野党で合意した。しかしながら警察庁の拒否により実現せず、内閣委員長が委員会において遺憾の意を表明するという異例の事態となった。旧態依然たる警察組織の腐敗の構造は根深いものがあり、民主党は今後も、公安委員会制度の拡充をはじめとする警察機構改革の実現にむけて取り組んでいく。

# 5 子ども/男女共同参画/人権・消費者

## 焦点課題・焦点法案

### 子ども手当法案
## 子どもの育ちを応援する

#### 育ち・育むための経済的支援

持ちたいのに子どもを持てない最も大きな理由に経済的負担があげられている。民主党は、子ども手当（児童手当）の拡充を図るため、長年検討してきた、税制と社会保障制度のあり方を抜本的に見直す「児童手当法の一部を改正する法律案」（子ども手当法案）を政府の「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律案」への対案として、164回通常国会に提出した。

政府案は、支給対象を小学校6年生まで延ばすなど小手先の見直しにとどまるのに対し、民主党案は、保護者の所得制限をはずし、中学校卒業までのすべての子どもに一人あたり1万6,000円を支給することとし、必要な財源は、所得税の配偶者控除などの解消によって賄うとする内容。

民主党案は、政府案と並行審議されたが、衆議院では否決、参議院では審査未了、廃案となった。

#### 総合的な子育て応援政策を

民主党は、子ども手当の拡充など経済的支援とあわせて、ワーク･ライフ･バランス（仕事と生活の調和）の実現など働き方の見直しや幼保一本化、小児救急医療体制の整備など、総合的な子育て応援政策に取り組んでいく。

### 消費者契約法改正
## 消費者団体訴訟制度の創設にむけて

#### 急増する消費者トラブル

近年、消費者契約に関わるトラブルが急増し、その内容も多様化・複雑化している。本来、消費者と事業者は対等の立場であるべきだが、情報力や交渉力に格段の差があるため、消費者側が弱い立場におかれるのが常であった。2000年制定の消費者契約法により、消費者が契約の取り消しや契約条項の無効を主張できるようになったが、被害救済が個別的・事後的に図られるにすぎず、不十分との指摘がなされてきた。

#### 民主党案を取り入れた法案が成立

消費者被害の拡大を防止し、同種の被害発生を抑えるには、消費者団体が個々の消費者の利益のために訴えを提起する「消費者団体訴訟制度」が必要である。民主党は164回通常国会で、「消費者契約法の一部を改正する法律案」を提出し、政府案との並行審議に臨んだ。急増する消費者トラブルに対処するには、一刻も早い制度創設が必要であるため、裁判管轄地を不法行為地に広げるなどの民主党案の主張を与野党共同修正に盛り込ませた上で、政府案を成立させた。また、被害の予防だけでなく、民主党が車の両輪として必要と主張した損害賠償制度等については、附帯決議で実現への道筋を示した。

2006.03.03　子ども手当法案を衆議院に提出

2006.05.25　未来世代応援政策「育ち育む“応援”プラン」発表シンポジウムを開催

2006.05.31　カネミ・ライスオイル食中毒被害者救済法案提出記者会見

## 活動の経過

子ども／男女共同参画／人権・消費者政策部門では、法案対応や政策課題について、内閣や厚生労働、文部科学など関係部門と連携して取り組みを進めた。

民主党は、「チルドレン・ファースト（子ども第一）」を民主党予算案の大きな柱の一つとして政策の中心に掲げ、総合的な子ども・子育て応援政策の実現に取り組んでいる。

また、男女共同参画社会の実現のため、2005年12月に設置された「男女共同参画推進本部」と連携し、取り組みを強化した。

人権・消費者政策では、安全で安心して暮らすことのできる社会の確立のために、人権保障のための法整備や施策の充実、多様な価値観に対応する消費者政策の充実に力を注いでいる。

### 子ども手当法案の提出

民主党は、子どもを産み、育てるための経済的負担を軽減するため、また、子どもが安心して育つための基礎的な費用を保障するため、中学卒業までのすべての子どもに1万6,000円の子ども手当を支給する「児童手当法の一部を改正する法律案」（子ども手当法案）を164回通常国会に提出した。（詳細p.22）

### 「子どもの安全合同会議」の立ち上げ

2005年12月、民主党は、省庁ごとに所管が分かれる子どもの安全のための施策に対し統括的な対応をするため、関係部門と連携を取り、「子どもの安全合同会議」を設置した。そして、緊急安全対策を講ずるための補正予算を早急に編成することなどを柱とした「子どもの安全に関わる緊急アピール」を発表した。学校や周辺の安全対策を推進するため、国と地方自治体、地域、保護者が一体となって取り組むべき施策を進める内容である。

164回通常国会では、学校及び周辺の安全対策を総合的・計画的に推進する「学校安全対策基本法案」を参議院に提出した（廃案）。

さらに「子どもの安全合同会議」では学習塾や学童保育における安全について、安全ステーションとしてのコンビニエンスストアなどからヒアリングをし、子どもの安全等の視点から検討を深めた。

### 保育所と幼稚園の一本化への取り組み

保育所の待機児童数が解消せず、一方で定員割れを起こす幼稚園が多数ある。子どもたちにとって質の良い居場所の提供、多様なニーズに対応した子育て支援が求められている。

そうした中で、政府は164回通常国会に教育と保育の一体的な提供施設としての「認定こども園」を設置する「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律案」を提出した（成立）。しかし政府案は、現在の、保育所は厚生労働省、幼稚園は文部科学省という仕組みがそのままであり、「認定こども園」が第三の施設となることが問題視された。

そこで民主党は、衆議院において、①将来的な保育所と幼稚園の一本化、②認定こども園に係わる事務の一元化、複雑な財政措置を簡素化・一本化し充実させること、等の修正案を提出した（否決）。なお参議院では、①内閣府への認定こども園担当部局の設置、②子育て支援事業の総合的な推進、等を盛り込んだ、「就学前の

# 5　子ども/男女共同参画/人権・消費者

子どもに関する保育及び子育て支援の総合的な提供の推進に関する法律案」を提出した（廃案）。

民主党は、縦割り行政の仕組みを廃し、責任体制や窓口を一ヶ所にするために「子ども家庭省」を設置し、就学前の希望するすべての子どもに質の良い居場所をつくるための取り組みを進めていく。

## 子ども・子育て応援政策の冊子を発表

民主党は、5～6年かけてまとめてきた子ども・子育て応援政策を「民主党の未来世代応援政策～育ち✿育む"応援"プラン～」としてまとめ、わかりやすくパンフレットにして5月に発表した。子ども手当（児童手当）の拡充などの経済的支援、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現など働き方の見直し、保育サービスの拡充などの育てやすい環境整備、病気になった時などの個々のニーズに対応するための施策について、わかりやすく、四コマ漫画も入れて説明したもの。基本的な考え方を定める「未来世代基本法」を制定するなど、法案・政策を具体化する行動計画も示してある。

なお、5月のパンフレット発表に合わせて、シンポジウムを開催し、保育の専門家等によるパネルディスカッションを行った。この冊子は、各方面で好評で、増刷をしている。

## 男女共同参画推進本部との連携強化

男女共同参画調査会では、2005年12月の定期党大会で、党としての男女共同参画の取り組みをより強化するために設置された「男女共同参画推進本部」と連携し、オンブッド会議や女性議員ネットワーク会議との連携など、政策と運動を結びつけた活動を積極的に行った。

また、164回通常国会で政府より提出された「男女雇用機会均等法改正案」について、民主党は修正案を提出し、間接差別は例示列挙をして広く解釈すること、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を基本理念に入れること等を主張し、附帯決議等に盛り込んだ。さらに「パート労働者の均等待遇推進法案」も提出したが、廃案とされ、2007年に予定されている「労働契約法」等の改正の中で、働き方全体の見直しを主張していく。（詳細p.45）

## 消費者団体訴訟制度の創設

消費者団体訴訟制度を導入する政府の「消費者契約法の一部を改正する法律案」に対し、民主党は対案を提出し、裁判管轄地を不法行為地に広げるなどの修正を勝ち取った。また損害賠償制度の早期導入など今後への道筋を示す附帯決議をつけた。（詳細p.22）

## カネミ・ライスオイル被害者の救済へ道筋

人権・消費者政策調査会では、未曾有の食中毒事件であると同時に、国内最大規模のダイオキシン被害であるカネミ・ライスオイル事件の被害者を救済するため、恒久的・抜本的な解決を図るための独自の救済法案を政府・与党にさきがけて取りまとめ、「ダイオキシン類に係る健康被害の救済に関する法律案」（カネミ・ライスオイル食中毒被害者救済法案）を164回通常国会に提出した（廃案）。

# 6 総務

## 焦点課題・焦点法案

### 公務員制度改革案
## 国のあり方を見直す

#### 地方分権と国家公務員総人件費削減

2006年3月、公務員制度改革等調査会は「国の事業の見直しと公務員制度改革に関する基本的な考え方」を取りまとめた。

本報告の特徴の第一は、国の役割を大幅に限定して事務事業の多くを地方へ移譲することにより改革を進めるという基本的考え方にある。その結果、国家公務員の定数も大幅に減少することになり、国家公務員総人件費を3年間で2割以上削減することが可能であるとした。

#### 労働基本権の回復と天下り規制の見直し

第二に、国際労働機関（ILO）勧告を厳粛に受け止め、公務員の労働基本権を回復して民間と同様に労働条件を交渉で決められるようにすることを盛り込んだ。ILOは、1965年以降、公務員の労働基本権を制約する日本の法令及び慣行がILO条約の規定に違反しているとの厳しい勧告を出している。

第三に、政官業の癒着を招き、税金の無駄遣いをもたらしている天下りの是正策を打ち出している。具体的には、実効性に乏しい現行の天下り規制を大幅に強化し、早期退職慣行を見直すことを求めている。

### ネット選挙運動解禁法案
## ４度目の法案提出

#### 誰もがあらゆるツールで

今日、選挙期間中にインターネットを使って選挙運動を行うことは公職選挙法上認められていない。インターネット選挙活動調査会は2006年5月に中間報告を取りまとめ、6月に「公職選挙法等の一部を改正する法律案」（インターネット選挙運動解禁法案）を提出した。

民主党案は、政党や候補者に加え、第三者もホームページ・ブログ・メール等あらゆるインターネットの形態を使って選挙運動をすることができるようにするものであり、4度目の法案提出となる。これに対して自民党は2005年の総選挙後にようやくネット利用解禁に向けた検討を始めたものの、164回通常国会時点で法案提出にすら至らなかった。

#### 誹謗・中傷やなりすましへの対策を充実

今回の法案では、従来と比べて不正行為への対応策をより詳細に盛り込んでいる。具体的には、①誹謗・中傷を抑制するためにホームページやメール等を使って選挙運動をする者に対して氏名・メールアドレスの表示を義務付ける、②なりすましに対する罰則を設ける、こと等である。本法案は継続審議となり次期国会での成立を期すことになった。

2006.03.07　独立行政法人情報通信研究機構を視察

2006.03.30　参議院総務委員会にて、ＮＨＫ平成18年度予算案を審議

2006.06.13　インターネット選挙運動解禁法案を衆議院に提出

## 活動の経過

総務部門では分権調査会、公務員制度改革等調査会、インターネット選挙活動調査会と連携して、民主党としての考え方や法案の取りまとめを行った。

### 地方への大幅な事務権限・税財源の移譲

2006年3月、分権調査会は従来からある分権政策の基本的考え方を深化させ、「民主党 分権革命ビジョン」と題する中間報告を取りまとめた。

本中間報告は、補完性の原理（＝基礎自治体にできる事務事業は基礎自治体が担い、基礎自治体にできない事務事業や、基礎自治体が行うには非効率な事務事業は広域自治体が、広域自治体にできない事務事業や、広域自治体が行うには非効率な事務事業は国が行う、という考え方）に基づき、基礎自治体・広域自治体・国それぞれの役割やあり方を提示した。

基礎自治体は、個人の生活や家族・家庭生活を補完するサービス（子育て、基礎教育、障がい者福祉、高齢者介護等）を担う。合併を望まない小規模な市町村については広域連合を活用して基盤を強化する一方、合併によって大きくなった自治体や政令指定都市については住民ニーズを公共サービス等に的確に反映させるため、合併前の市町村や政令指定都市の区などを単位に自治区を設けられるようにする。

広域自治体は、地域の活力を引き出して地域コミュニティーを補完するサービス（産業振興、高等教育、広域的インフラ、警察、都市計画等）を担う。道路・河川など特に広域で扱った方が合理的な事務については、府県の自主的な判断に基づき、府県合併や府県連合（＝府県の枠組みを残す）によって州を設置する。

国は、国際関係にかかわる仕事、立法、司法、国民の生存に関わる最低水準を確保する仕事、市場を監視し制御する仕事、所得の確保と再配分のための現金給付サービス等にその役割を限定する。

以上の内容のうち基本的なものは、民主党提出の「行政改革推進法案」に盛り込まれた。

### 独立行政法人の無駄な事業を追及

164回通常国会では、政府提出の「独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案」「独立行政法人消防研究所の解散に関する法律案」の審議が行われた。前者は情報通信研究機構の役職員の身分を非公務員化するものであり、後者は消防研究所を解散し消防庁に統合するものである。法案の審議にあたり、総務部門では両独立行政法人の現地視察を実施するなど慎重に検討を進めた。

その結果、「独立行政法人消防研究所の解散に関する法律案」については、国民の生命・財産に関わる消防・災害救助活動を充実強化させるためには国の関与が不可欠であることから賛成した。一方で「独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案」については、研究成果の検証や情報公開が不十分で無駄な事業が継続的に行われている懸念があることや、非公務員化することで現行の天下り規制の枠から外れ民間企業との癒着の温床となる可能性が高まることから反対した。なお、両法案ともに成立した。

# 6 総務

## 利用者重視の通信・放送改革案

通信技術の著しい発達等により通信・放送分野を取り巻く環境が劇的に変化する中、誰もが安心できる豊かな情報社会を構築することが喫緊の課題となっている。

総務部門では通信と放送の融合勉強会を設置し、通信・放送関連事業者や有識者等からのヒアリングを行い、「通信と放送の融合を展望した将来ビジョン」と題する中間報告を取りまとめた。

本中間報告は、①誰もが情報社会を安心して享受できるためのインフラ整備推進、②多様性のある情報文化創造のための環境整備、③偏りのない中立的で信頼性の高い情報発信源の確保、④世界に向けた情報発信力と国際競争力の強化、という4つの基本方針を利用者の視点から打ち出している。

## 住民基本台帳の閲覧制限をリード

これまで住民基本台帳（住所・氏名・生年月日・性別の4情報が記載されたもの）は公開が原則とされ、基本的に誰でも市区町村の窓口で閲覧することができた。民主党は2005年3月に住民基本台帳の閲覧制度を悪用した犯罪が明るみになったことを契機に、同年6月、政府・与党に先がけて住民基本台帳の閲覧者を国・地方公共団体・公益上特に必要と認められる者に制限する「住基台帳・大量閲覧制限法案」を提出した。しかし与党は国民の安心と安全を守る民主党案を無視し、審議しなかった。

事件発覚から１年も経った2006年3月、政府は民主党案に類似した「住民基本台帳法の一部を改正する法律案」を提出した。民主党案が公益上特に必要と認められる者の範囲や4情報のうち公開できる情報の種類について地方公共団体が条例で定めるというスキームを採用していたのに対し、政府案は国が一律に基準を定めるというものであった。

しかし、本法案によっても閲覧した情報の商業目的の利用や犯罪への悪用等を防ぐ効果を期待できると判断、民主党も政府案に賛成した。本法案は成立し、民主党の主張してきた住民基本台帳の閲覧制限が実現することになった。

## 「一票の較差」是正のための参院選制度改革

最高裁判所は2001年の参議院選挙における選挙区間の議員1人当たりの選挙人数の最大較差が5.06倍であったことに対して合憲と判断したが、漫然と現状が維持されたままであれば違憲の余地がある、との補足意見を付した。

この最高裁判決を踏まえ、民主党及び与党がそれぞれ参議院の定数を是正する「公職選挙法の一部を改正する法律案」を164回通常国会に提出した。与党案は栃木県と群馬県の定数を減らすとともに東京都と千葉県の定数を増やし、較差を4.84倍（平成17年国勢調査の速報値に基づく）にするだけの小手先の修正であった。一方で、民主党案は議員1人当たり人口の最も少ない選挙区を隣接する選挙区と合区するもので、較差を3.80倍（平成17年国勢調査の速報値に基づく）に縮める、より踏み込んだ改革案である。参議院において両案が審議され、与党案が成立した。

# 7 法務

## 焦点課題・焦点法案

### 共謀罪・サイバー法案

## 話し合っただけで犯罪に

政府は「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」を163回特別国会に再提出した。この法案で新設しようとする「共謀罪」は、国連国際組織犯罪防止条約の締結のための国内法整備として、長期4年以上の懲役・禁錮刑が定められている犯罪を対象に、団体の活動として実行を合意することを犯罪とするもの。犯罪の実行への着手がなくても話し合いだけで既遂の犯罪となること、対象となる犯罪には組織的な凶悪犯とは言えない文書偽造や公職選挙法違反など619もの犯罪が含まれること、労働組合や市民団体などにも適用のおそれがあるなど重大な問題を含んでおり、民主党は慎重な審議と抜本的な修正を求めた。与党は2006年4月末、5月中旬と2度にわたり質疑打ち切りと採決強行を目論んだが、河野洋平衆議院議長から採決の見送りを求める裁定も出され、結局163回特別国会での審議入りから164回通常国会に至るまで計14回35時間20分に及ぶ審議を経ながら継続審議となった。

### 修正めぐる混乱踏まえ、法案撤回を主張

与党は4月下旬の審議再開時、「団体」を「その共同の目的が重大犯罪を実行することにある団体」に限定、対象犯罪の「実行に資する行為」が行われた場合に限り処罰することとするなどの修正案を提出。しかし、対象犯罪の広さなどの問題点を解決するものでないため、民主党は独自の修正案を提出した。

民主党修正案は、①対象犯罪を死刑・無期または長期5年を超える懲役・禁錮の刑が定められている罪（合計306）であり、かつ条約で言う性質上国際的な犯罪に限定、②対象犯罪が組織的な犯罪集団の活動として行われる場合に限定、③対象犯罪の予備をした場合に限り処罰されることとする、④憲法の保障する国民の自由・権利や労働組合その他の団体の正当な活動が制限されないよう明文で規定、など原案の全面的修正を求めるもの。

これに対し与党は5月中旬、「団体」を組織的犯罪集団に限定するなどとした第二次修正案を提出した。さらに議長裁定を受けて開始された実務者協議を経て6月はじめ、民主党案の全面受け入れ表明に至ったが、「次期国会で再改正すればいい」「民主党案のままでは条約の批准はできない」等の自民党幹部や外務大臣の発言が報じられるなど政府・与党内での不一致が明らかとなった。こうした混乱も踏まえ、民主党は会期末、法案の政府自身による撤回または廃案を主張したが、与党の賛成多数により継続審議が決まった。

2006.02.10　茨城県内の少年院を視察

2006.04.21　衆議院法務委員会にて、共謀罪法案審議再開強行に抗議する民主党委員

2006.04.28　国会内にて、共謀罪反対集会を開催

## 活動の経過

法務部門では、共謀罪・サイバー法案（詳細p.30）のほか、重要法案として位置づけた入管法改正案、未決拘禁法案、犯罪被害者給付金2法案など多数の法案に取り組み、2法案に修正案を提出して反対、7法案に附帯決議を付して賛成、また取調べ可視化法案など3法案を提出した。内閣提出法案のうち共謀罪・サイバー法案など4法案は継続審査となった。

### 指紋強制採取盛る入管法改正案に反対

政府は、①「テロ未然防止」のための規定の整備として、外国人の上陸審査時に指紋等の個人識別情報の提供を義務付けるとともに、法務大臣が関係省庁と協議してテロリストと認定する者等を退去強制の対象にする、②「出入国管理の一層の円滑化」のための規定の整備として、指紋等の個人識別情報を利用した自動化ゲートを導入する、等の内容の「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案」（入管法改正案）を164回通常国会に提出した。

民主党は、テロ対策の必要性は認めるものの、指紋の強制採取は人権上問題が多いこと、入国審査時や自動化ゲートで採取した指紋が容易に犯罪捜査等に流用されかねないことなどから、生体認識情報のうち指紋採取については凍結すること、取得した個人識別情報は出国後ただちに削除すること、取得した個人識別情報の利用範囲を出入国管理業務に制限すること等を内容とする修正案を衆参両院法務委員会で提出し政府原案には反対したが、法案は成立した。

### 代用監獄恒久化もたらす未決拘禁法案に反対

1908年に制定された監獄法では被収容者の権利義務関係等が法律上明確にされていないなどの問題があったことから、政府は同法のうち、まず刑事施設の基本的事項と受刑者の処遇について2005年の162回通常国会で法整備を行い、次いで164回通常国会で未決拘禁者の処遇、留置施設に関する事項について法整備する目的で「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案」（未決拘禁法案）を提出した。

民主党は、同法案が未決拘禁者を留置施設に収容するいわゆる代用監獄を事実上恒久化するものであり、これまでも自白強要など違法な取調べの温床となってきたこと等の重大な問題を含むものであるとの観点から、留置施設における未決拘禁者の収容を漸減すること、留置施設における留置業務と犯罪捜査の分離を徹底すること、未決拘禁者の処遇の原則は無罪の推定を受ける未決の者としての地位にふさわしい処遇であること等を内容とする修正案を衆参両院法務委員会で提出し政府原案には反対したが、法案は成立した。

### 犯罪被害回復給付金法制定を主導

資金洗浄のためスイスの銀行口座に蓄えられていた指定暴力団山口組五菱会のヤミ金融による犯罪収益約51億円をスイスの州当局が没収し、その一部を日本側に返還すると申し出たことを受け、民主党は2005年6月、被害者に対し民事訴訟によらずに当該財産を分配することにより犯罪被害の回復を図るための法整備を提唱した。政府も同様の観点から立法化を検討し、「組織的

# 7 法務

な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案」「犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律案」（犯罪被害回復給付金2法案）を164回通常国会で参議院に提出した。

民主党は政府原案に基本的に賛意を表しつつ、より被害者救済に資する制度とする観点から、犯罪被害財産を没収・追徴できる場合を広げること、犯罪被害財産の没収保全を国税の滞納処分に優先させること、支給手続の開始を広報活動等を通じて周知すること等を内容とする修正案を参議院法務委員会で提出した。修正案は否決されたが附帯決議を付して政府原案に賛成し、法案は成立した。

## 取調べ可視化法案、選択的夫婦別氏法案提出

民主党は、未決拘禁法案の審議にあわせ、いわゆる代用監獄を存続させる場合には最低限、自白強要などの無理な取調べが行われないよう、取調べの可視化を義務づけるべきとの観点から、164回通常国会で議員立法提案として「刑事訴訟法の一部を改正する法律案」(取調べ可視化法案)を衆議院に提出した。法案では、取調べの際の弁護士立会い権を認めるとともにビデオ等の録画を義務づけ、これらなしに行われた自白の証拠能力を否認するとしている。法案は審議入りせずに継続審議となった。

民主党はまた、選択的夫婦別氏制度の導入、婚姻適齢を男女とも18歳とすること、再婚禁止期間を100日に短縮すること、非嫡出子の相続分を嫡出子と同一にすることなどを盛り込んだ「民法の一部を改正する法律案」（選択的夫婦別氏等法案＝衆法）、同（同＝参法）を野党共同でそれぞれ再提出した。いずれも審議入りせず、衆法は継続審議、参法は廃案となった。

## 予算関連法案などに附帯決議を付け賛成

政府はこのほか164回通常国会に判事・判事補など裁判所職員の定員を増やす「裁判所職員定員法の一部を改正する法律案」（※予算関連法案）、地方更生保護委員会委員の人数の上限を引き上げる「犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案」（同）、窃盗罪・公務執行妨害罪等に罰金刑を新設する「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案」（参議院先議）、国際私法ルールを定めた「法例」を現代化し諸外国の国際私法と調和させる「法の適用に関する通則法案」（同）を提出した。民主党はいずれも基本的に妥当な改正内容と判断し、附帯決議を付して賛成し、法案は成立した。犯罪者予防更生法改正案の審議に先立ち、関東地方更生保護委員会の視察も行った。

また、執行猶予で保護観察期間中の者の転居・旅行の許可制、保護観察所への出頭などの特別遵守事項を導入すること等を盛り込んだ「執行猶予者保護観察法の一部を改正する法律案」を衆議院法務委員長提出とすることに賛成し、法案は成立した。

共謀罪・サイバー法案審議が衆議院法務委員会で1ヶ月半近くにわたり紛糾したあおりを受け、政府提出の「信託法案」「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」「少年法等の一部を改正する法律案」はいずれも実質審議入りしないまま継続審議となった。

# 8 外務防衛

## 焦点課題・焦点法案

### 米軍再編
## 過重な基地負担の解消にむけて

日米同盟は、わが国の安全保障の基軸であるが、安定した同盟関係を維持するためには、米軍再編問題についても、国民の支持と基地負担を抱える地元の理解が必須である。シビリアン・コントロールを徹底する見地と納税者の視点から議論を進めた。

### 日米合意及び閣議決定について

国会や自治体・住民の頭越しに政府間合意を優先させた手法は、日米同盟の最大の基盤である国民の信頼を損ねるものであり、政府は、①日米地位協定の改定、②普天間飛行場閉鎖の早期実現、③自治体との協議推進体制の確立、④騒音対策、⑤日米同盟の将来ビジョンの策定、等を通じ、国民の懸念に応えるべきである。

また、海兵隊のグァム移転、座間への司令部移転、厚木の艦載機の岩国移転等の動向は、既存のSACO関連経費や思いやり予算との整理が必要であり、政府は、経費負担の全体像を明示し、新たな法的枠組を構築すべきである。

今後、新たな負担を負う自治体や住民への手厚い支援や地方の特色をいかした産業振興等が重要であり、地元の住民・自治体の意思を十分に尊重して、過重な基地負担を実質的に軽減していくことが重要である。

### 北朝鮮人権法の成立
## 国際連携にもとづき毅然とした対応を

民主党は、与党に先駆け「北朝鮮に係る人権侵害の救済に関する法律案」を提出し、成立を訴えてきたが、与党も同趣旨の法案を提出したため、与野党で修正協議を開始した。このなかで民主党は、家族会をはじめ拉致問題に取り組む諸団体と協議の上、国際的な連携強化に向けた脱北者への人道的支援等は譲れないと主張し、政府・与党がこれを受け入れたため「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律案」（北朝鮮人権法案）が成立した。

### 今後の展開

この法律は、北朝鮮の人権状況に関する国連総会決議を踏まえ、北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会の課題となっている状況を踏まえたものである。わが国のこうした法的枠組みの構築が、北朝鮮当局による人権侵害問題の実態解明および抑止につながることを期待する。

政府はこの法律の適用も背景に、サミットや各国首脳との会談、六者協議、国連や内外世論への訴えかけ等を通じ、多角的な外交を進めつつ、毅然とした北朝鮮外交を進めるべきである。

民主党は、拉致被害者など関係者の方々との連携強化に加え、議員ネットワークやNGO等との連携など、拉致事件・脱北者問題等の解決に今後も全力で取り組む。

2006.01.23　衆議院本会議にて、小泉総理の施政方針演説に対して代表質問

2006.02.24　北朝鮮人権侵害救済法案を衆議院に提出

2006.03.17　参議院予算委員会にて、米軍再編等について審議

# 活動の経過

外務防衛部門は、歴史認識や領土・資源問題などにより硬直化する日中・日韓関係や、国際社会の警告を無視した北朝鮮の瀬戸際外交により膠着状態に陥った六者協議をはじめ核・ミサイル・拉致問題、イランの核開発問題や中東情勢など、内憂外患を抱えた我が国の外交について積極的に議論を行った。

また、防衛施設庁官製談合などの不祥事、地元自治体や住民の頭越しに決められた在日米軍再編問題（詳細p.34）、陸上自衛隊のイラク撤退などについて、政府を厳しく追及した。

## 日中・日韓関係の再構築

小泉外交の失敗により、中国や韓国との関係は冷え切っている。中国とは東シナ海ガス田開発、尖閣諸島問題、上海総領事館員の自殺問題、軍事力の透明化、環境問題などが、韓国とは竹島問題、対北朝鮮問題での連携など、多くの懸案が存在するにもかかわらず、両国とは首脳間対話が途絶えた状況にある。

民主党は2005年に前原代表、2006年に小沢代表の訪中で、中国共産党との定期協議「交流協議機構（仮称）」設置に合意した。日中関係の再構築とアジア・太平洋地域の安定的発展に向けて議論を重ね、政府に対しても両国首脳による定期協議を提唱してきた。また韓国へは、鳩山幹事長が訪問し、政府要人や国会議員等との意見交換を通じて、両国首脳の信頼関係構築が諸問題の解決につながることを確認した。両国との関係はきわめて重要であり、特に、エネルギーや環境など共通の利益に基づく協力関係の深化をめざしていく。

## 北朝鮮問題の解決に向けて

北朝鮮の瀬戸際外交に小泉政権は翻弄され、2006年2月の日朝政府間協議は具体的な進展がないまま終了した。7月、北朝鮮が国際社会の警告を無視してミサイルを発射したため、わが国は万景峰92号の入港を禁止する措置を発動し、国連安保理では北朝鮮のミサイル発射を非難する決議が採択された。

拉致事件は、国際的な人権・人道に係わる重大な問題であり、一日も早い解決が不可欠である。民主党は、拉致事件の解決なくして国交正常化はありえないという立場から、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律案」を成立させた。（詳細p.34）

政府は拉致事件、核・ミサイル問題の解決のため「改正外為法」などの適用も含め、国連やサミット、アセアン地域フォーラム（ARF）等を通じ、国際社会への働きかけを強めていくべきである。

## 西アジア情勢への積極的な取り組み

民主党は、海上自衛隊がインド洋等で行う給油活動の必要性を確認できないとして、テロ特措法の期限延長には反対したが、国際的な連携によるテロ対策の重要性は認識している。テロとの闘いの舞台となったアフガニスタンでは、ようやく国家統治機構整備のための政治プロセスが進展したが、テロ等の発生も続いている。2005年の民主党派遣団の成果も踏まえ、アフガニスタンの復興を積極的に支援していく。

中東では、2006年1月にパレスチナ立法評議会選挙が実施され、地域の安定化が期待されたが、7月にはイスラエルとレバノンの間で紛争が再発

# 8　外務防衛

し、多くの死傷者が出ている。8月、停戦を求める国連安保理決議が採択されたが、国際社会の一致した取り組みが重要である。

また、ウラン濃縮・再処理活動の継続を主張するイランに対し、民主党は岡田元代表らによる訪問団を派遣、モッタキ外相等との会談を通じ、国際社会全体の懸念を伝えるなど自制を求めた。イランは、採択された国連安保理決議を踏まえた対応を取るべきである。

## 経済外交、海洋権益問題への対応

「日・マレーシア経済連携協定」や「マルチチップ集積回路無税待遇協定」は、アジア地域において相互協力と信頼醸成を進めるものであり、民主党は、経済連携協定（EPA）/自由貿易協定（FTA）の締結等を推進する立場から賛成した。今後、WTOのドーハ・ラウンドの合意を目指した取組みを強化するとともに、「東アジア共同体」を視野に入れた経済外交を積極的に推進していく。

日中・日韓間の海洋権益問題を解決するため、民主党が提出していた「海洋権益関連2法案」は、与党から独自の法案も提出されたが、調整がつかず、両案とも継続審議となった。関係国との冷静かつ建設的な議論を通じ、問題解決を促す努力を継続する。

## 防衛施設庁入札談合事件を厳しく追及

防衛施設庁の発注工事に関して入札談合が行われた。これに対し民主党は、廃案となっていた「官製談合防止法案」（詳細p.50）や「天下り規制法案」（詳細p.13）を直ちに再提出するとともに、官製談合に対する政府の姿勢を厳しく追及した。

## 自衛隊のイラクからの一部撤退

民主党は、自衛隊のイラク派遣について、①戦争の大義が不明、②国連中心の支援体制が不十分、③「イラク特措法」の「非戦闘地域」をめぐる無理な解釈、などにより反対してきた。

2006年7月、陸上自衛隊が撤退したが、安全性に問題のある航空自衛隊の活動範囲が拡大され、全面的な撤退は先送りとなった。

イラクでは、国民議会選挙による新政府の発足など政治プロセスの進展や治安権限の移譲が進んだが、テロ等により多くの死傷者が出ており、多国籍軍も事態を収拾できていない。

今後のイラクへの人道復興支援は、わが国にふさわしい「人間の安全保障」の視点に立って、企業、NGOなどの「民」と連携して切れ間なく継続していくことが重要である。

## 緊急事態への取り組み

民主党は、緊急事態基本法の制定、情報収集・分析態勢の強化等について、与党と合意したが、政府は慎重な姿勢を崩していない。イギリス政府が航空機テロを未然に防いだように、情報収集態勢の強化は重要である。今後ともテロ対策などの緊急事態に関する議論を進めていく。

# 9 財務金融

## 焦点課題・焦点法案

### 金商取引監視委員会設置法案
## ライブドア事件の再発防止のために

#### 日本版FSA法案を提出

政府は、「証券取引法等の一部を改正する法律案」他一案を提出した。民主党が求める包括的金融サービス法に通じるもので、枠組みは評価でき、一歩前進と言えるものだった。

民主党は、証券取引等の公正確保の観点から、衆議院に「証券取引委員会設置法案」を提出した。企画・立案機能を金融庁に留保し、監督監視に特化させた。参議院では、商品先物への検査・監督権限等を加え、「金融商品取引監視委員会設置法案」（日本版FSA法案）を提出した。

民主党案については、衆議院で否決、参議院で審議未了となり、両案とも廃案となった。

#### 商品先物取引の不招請勧誘禁止へ道筋

政府案は、被害が指摘されている商品先物について、十分な対策を講じていなかった。民主党は、衆議院において、金融庁、農水省、経産省の共管とすること、参議院において、不招請勧誘を禁止することを柱とする修正案を提出した。両院で修正案は否決され、政府原案が成立した。民主党は、欠陥を含んだ政府原案に反対した。

参議院において、与党の協力も得て、附帯決議に、商品先物について「不招請勧誘の禁止の導入」についての検討を盛り込んだ。

### 所得税法等改正
## 抜本的改革はおきざりに

#### 定率減税廃止は法律違反

政府・与党は、164回通常国会に、①定率減税廃止、②地方への税源移譲に伴う改正、などを内容とする「所得税法等の一部を改正する法律案」を提出した。

税源移譲については、地方の裁量が広がらない形で国庫補助負担金の削減が行われたため、非常に意義が乏しい。

実質1人会社における社長報酬の給与所得控除相当分の損金不算入については、関係者に対する説明責任を十分に果たすべきであった。

定率減税については、「負担軽減法」に「抜本的見直しを行うまでの間」継続すると規定されている。しかし、抜本的な税制改革が行われたとは言えず、定率減税廃止は「負担軽減法」の規定に違反している。また、定率減税廃止により、中低所得者層の負担が過重になることは必至である。

#### 公示制度を廃止

政府案には、個人、法人の公示制度廃止も含まれていた。法人の公示廃止は、個人情報保護と何ら関係なく、隠蔽を助長する可能性が高い。民主党は、以上の観点などから、政府案に反対したが、政府原案通り成立した。

2006.02.01　東京証券取引所を視察

2006.03.13　独立行政法人酒類総合研究所を視察

2006.05.02　参議院本会議にて、証取法改正案を審議

# 活動の経過

財務金融部門は、関係する調査会、プロジェクトチームと連携するとともに、専門的に検討を行う作業チームを設置して、多くの成果を得た。財政改革チームは中間報告を取りまとめた。ライブドア問題調査追及チームは、事件の解明、日本版ＦＳＡ法案の提出、政府提出法案への修正案の提出等に携わった。ノンバンクプロジェクトチーム、金融政策検証委員会、たばこ問題に関する作業チーム、税制調査会、月例経済研究会についても、それぞれ活発に関係省庁、有識者からのヒアリングを行い、議論を深めた。

## 公債特例法案への対応

政府・与党は、164回通常国会に「平成18年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案」を提出した。本法案は、①建設国債に加え、予算の範囲内での赤字国債発行を可能とする（国債発行額計29兆9,730億円、うち、赤字国債24兆4,890億円）、②電源開発促進対策特別会計からの一般会計繰入措置（595億円）、財政融資資金特別会計からの国債整理基金特別会計繰入措置（12兆円）を規定する、③年金事務費について、保険料流用を規定する、という内容であった。

特別会計の積立金・剰余金の活用については、国債発行額を30兆円以下に抑えるための数字いじりに過ぎないことは明白であった。年金事務費の保険料流用規定については、これまで社会保険庁がムダづかいを行い続けてきたことから、削除して国庫負担とするとともに、予算の節減を促す旨の修正案を民主党は提出した。しかし、与党に否決され、政府原案通り成立した。

## 税制改革への取り組み

政府・与党は、164回通常国会に、定率減税廃止を含む「所得税法等の一部を改正する法律案」を提出した。本法案には非常に問題点が多く、民主党は反対したが、政府原案通り成立した。（詳細p.38）

民主党税制調査会では、抜本的な税制改革案の取りまとめに向けて、格差社会、日本社会の今後や欧米の税制度等について、関係省庁や有識者からヒアリングを行い、議論を深めた。

## 財政改革への取り組み

国・地方の長期債務残高は対ＧＤＰ比で160％を超え、財政危機的状況にある。民主党は、財政改革チームを設置し、①総理大臣の強力なリーダーシップの下、予算を編成し、ムダづかいを改める、②国、地方、年金・医療などの社会保障基金を「3つの政府」と位置付け、役割分担を明確化するとともに、大胆な地方分権を行い、ムダを排する、③歳入庁、資産債務管理庁を設置する、等を主な内容とする、抜本的な財政改革についての中間報告を取りまとめた。

## ライブドア問題・証券市場改革等への取り組み

2006年1月、いわゆる「ライブドア事件」が起きた。民主党は、この問題に関し、財務金融部門を中心に、国会対策委員会、法務部門のメンバーも加え、ライブドア問題調査追及チームを設置して、精力的に取り組んだ。同チームは、事件の徹底解明に携わるとともに、関係省庁、有識者、市場関係者、各種団体等からヒアリング、証券取引所、商品取引所等への視察を行った。

# 9　財務金融

4月に同チームは「『金融サービス（証券をはじめとする）市場の抜本改革』を提唱する（最終報告)」を取りまとめた。最終報告は、強力で独立性のある監督機関の設置、証券取引ルールの確立、証券取引所改革、公開会社に適用する新しい会社法ルールの確立、共通会計ルール、投資事業組合に対する規制、プロ人材の養成・育成など幅広い内容を取り扱っており、有識者からも高い評価を受けた。

このような中、政府は、「証券取引法等の一部を改正する法律案」他一案を提出した。民主党は、衆議院に「証券取引委員会設置法案」を提出し、参議院では、商品先物への検査・監督権限等を加えた「金融商品取引監視委員会設置法案（日本版ＦＳＡ法案)」を提出した。民主党案については、衆議院で否決、参議院で審議未了となり、両案ともに廃案となった。民主党は政府案に対し、衆議院では、商品先物につき金融庁、農水省、経産省の共管とする旨の修正案、参議院では、不招請勧誘を禁止する旨の修正案を提出したが、否決され、政府原案が成立した。(詳細p.38)

6月には、いわゆる「村上ファンド」事件が起き、日本銀行の福井総裁が同ファンドに資金を拠出していたことが明らかになった。民主党は、これらの問題についても委員会審議を求める等、精力的に取り組んだ。

## ノンバンク対策の取りまとめに向けて

近年、消費者保護の観点等から社会問題化している貸金業の問題を集中的に調査し、党の基本政策を取りまとめるため、民主党は財務金融部門を主管、人権・消費者調査会、法務部門、経済産業部門を共管に、ノンバンクＰＴを設置し、関係省庁、学者、各種団体などからヒアリング行った。多重債務が深刻な社会問題となっていることに鑑み、債務者の救済と更正への支援を出発点として取り組む、金利水準の議論だけに終始せず、根本的な制度設計を行う、等の方針が確認され、今後さらに具体策を詰めていくこととなった。

## 日本銀行の金融政策を検証

日本銀行は、2006年3月9日、政策委員会・金融政策決定会合において、量的緩和政策の解除を決定した。民主党は、決定を尊重し、ゼロ金利政策の早期終結を求める旨の談話を発表した。さらに、7月14日、日銀はゼロ金利解除を決定した。民主党は、ゼロ金利は解除するべきものであるが、利殖で疑惑をもたれている総裁が居座る日銀が重大な決定を行ったことを批判する旨の談話を発表した。

また、財務金融部門会議内に金融政策検証委員会を設置し、金融政策の検証、議会、政府、中央銀行のあるべき関係について、日本銀行、関係府省、有識者から精力的にヒアリングを行い、議論を深めた。さらに、同委員会は、財政改革チームと連携して、資産債務管理庁構想について、たたき台を策定した。

# 10 厚生労働

## 焦点課題・焦点法案

### 民主党の医療改革関連3法案
## がん対策基本法が成立

民主党は164回通常国会において、政府・与党の「健康保険法等の一部を改正する法律案」、「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案」の対案として、以下三つの法律案を衆議院に提出し（4月4日）、日本の医療提供体制を改善に導く突破口を示した。

### 医療改革の突破口を拓く

「がん対策基本法案」は、日本人の死因一位で年間30万人の死亡原因でありながら、診療・治療水準の格差が厳然と存在するがんについて、国家戦略として取り組む方策を体系化した。「小児医療提供体制の確保等のために緊急に講ずべき施策の推進に関する法律案」（小児医療緊急推進法案）では、医師等の地域偏在、地域間格差を是正するため、危機的状況にある小児医療・小児救急医療体制の集約化とその連携強化を盛り込んだ。「医療を受ける者の尊厳の保持及び自己決定に資する医療情報の提供、相談支援及び医療事故等の原因究明の促進等に関する法律案」（医療の安心・納得・安全法案）では、「患者の知る権利」や「自己決定権」、相談体制、医療事故の原因究明体制などを提起した。「小児医療緊急推進法案」「医療の安心・納得・安全法案」は政府案と同時に審議に付されたが、審査未了となった。

### がん患者が協議会に参画

民主党は数年前からがん治療に対する総合的対策の必要性を訴えてきており、164回通常国会では、「がん対策基本法」の制定により、国を挙げてがん対策に取り組む意思を示すとともに、がん医療の水準を向上させる施策の根拠とすべきだとねばり強く要求し、国会論議を常に主導した。当初立法に消極的だった政府・自民党も、がん患者と家族の必死の要望に緊急な対応を迫られ、5月23日になって「がん対策基本法案」の与党案を提出した。こうして民主党と与党との間で法案の一本化協議がはじまった。

「がん対策基本法」は全会一致のもと成立し、がん患者やその家族を含む「がん対策推進協議会」が創設され、がん医療の政策立案過程にがん患者がはじめて参画することとなった。「がん対策推進基本計画」策定にあたっては、この協議会に意見を聴くこととなっており、これにもとづき基本計画が定められ、閣議決定がされ、国会に報告されるとともに、インターネット等により公表される。なお参議院では19項目の附帯決議が付された。民主党は今後、「がん登録」について、法整備も含めた検討を早急に行い、基本法を根拠に思い切った予算措置を行うよう、政府に対して精力的に働きかける。

2006.04.06　衆議院本会議にて、民主党提出医療改革関連3法案を審議

2006.05.30　中野社会保険事務所を調査

2006.06.13　参議院厚生労働委員会にて、医療制度改革法案が強行採決される

## 活動の経過

厚生労働部門では、164回通常国会の最重要課題となった医療制度改革法案について、民主党の政策を伝えるパンフレットを制作・配布したほか、医療関係者を重点に、民主党の取り組みをインターネットや電子メールで配信する等、積極的な広報活動に取り組んだ。

### 安心・納得・安全の医療制度を提案

民主党は、2005年の163回特別国会より医療制度改革作業チームを中心に抜本的な医療制度改革を検討し、164回通常国会で「民主党医療改革大綱」をまとめた。大綱では、10年程度をかけて医療に係る諸制度を根幹から改革し、ムダを廃した効率的な医療制度を構築し、“必ず最善の医療が受けられるという安心”をもたらすことをめざし、緊急の対策を要する重要分野には、国が政策上の資源を重点投入することとした。改革に着手する第一段階として、現在の医療制度が直面する課題、象徴的な問題に対応する「がん対策基本法案」、「小児医療緊急推進法案」、「医療の安心・納得・安全法案」を議員立法として衆議院に提出した。（詳細p.42）

政府は、2005年末に発表した「医療制度改革大綱」に基づいて164回通常国会に「健康保険法等の一部を改正する法律案」、「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案」を提出した。政府案は、医療費抑制ありきで、国民に負担増を強いながら医療の質の低下を招き、計画性のない療養病床削減で「介護難民」を生み出すおそれがあり、小児科・産科不足等、地域医療の崩壊を放置したまま、その責任を地方自治体に押し付けるものであった。

民主党は強く反対したが、与党が衆参両院で委員会採決を強行し、成立した。参議院では21項目の附帯決議を付し、衆議院では、安全で質の高い医療の確保・充実に関する決議を行った。

### 薬品販売の安全を確保

政府提出の「薬事法改正案」は、一般医薬品を副作用の危険度に応じて3段階に分類し、販売に係る資格を定める薬品販売の規制緩和を実施するとともに、違法ドラッグ対策を強化する内容だった。民主党は、過去に配置販売薬によって薬害が起きたことを踏まえ、将来的には既に営業している配置販売薬（置き薬）業者を含め、全ての配置販売業者の資格取得、医薬品のリスク分類の適正化、脱法的販売の取締り体制の強化、医薬品のリスク分類表示の周知徹底等の論点について審議で質し、附帯決議を付して賛成した。

### 実効性のある若年者雇用対策

政府提出の「職業能力開発促進法及び中小企業労働力確保法改正案」は、若年者の就労対策として、座学と実地研修を組み合わせた実習併用職業訓練制度を導入し、若年者の熟練技能の習得や自発的な職業能力開発支援のための時短、再就職準備休暇について事業主の配慮を求める内容だった。実習併用職業訓練制度については、既に実施されてきた職業能力訓練制度の実績評価、訓練生の座学費用の負担、企業実習時の賃金や雇用形態の適正化、関係省庁や自治体との連携等の論点について国会審議で質した。また、少子高齢化に伴う雇用状況の変化やものづくり産業の構造改革に対応した、省庁横断的で総合

# 10　厚生労働

的な人材養成制度の確立を求めた。これらの点について附帯決議を付し、法案に賛成した。

## 総合的な自殺対策を法制化

民主党は、自殺者が年間3万人を超える状況を改善するため、関係省庁や自治体、民間支援団体等が連携して総合的な対策を講じるための法的基盤が必要であるとし、「自殺対策推進基本法案」を参議院厚生労働委員長提案として成立させた。

## 間接差別禁止の徹底

今回の男女雇用均等法改正では、法制定20年後も未だに解消されない雇用をめぐる性差別をなくすことが期待されていた。しかし政府案の内容は、男女双方の性差別の禁止、妊娠･出産を理由とする不利益扱い禁止等の点では一定の前進はあったものの、不十分な点が多くみられた。

とりわけ、一見して性差別ではなくても、結果として採用や昇進の差別につながる「間接差別」について、政府案は3項目（募集・採用にあたっての身長・体重・体力要件、総合職募集・採用の全国転勤要件、昇進にあたっての転勤経験要件）のみを省令で限定列挙するとしており、これに該当しなければ間接差別にはあたらないとの誤解を招き、是正措置の対象を狭くするおそれがあった。

民主党は、①間接差別の対象に賃金を加え3項目に限定しないこと、②法の理念に仕事と生活の調和を加えること、③女性の管理職登用等を推進するポジティブアクションを義務化すること、④セクシャルハラスメントの対象に男女の役割分担意識に基づく言動（ジェンダーハラスメント）を加えること、等について法案修正を要求した。参議院の審議では法施行5年後の見直し規定の修正が実現した。なお省令で規定するもの以外にも間接差別は存在することについての周知徹底、間接差別にかかる省令の機動的な追加・見直し、等を委員会審議において政府に確認し、附帯決議を付したうえで賛成した。

民主党は、短時間労働者であることを理由に処遇の差別的取扱いを禁止する「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案」を再提出し、均等法改正案と合わせて審議を行ったが、与党の多数決により廃案となった。

## 年金偽装問題を追及

年金資金の無駄遣い、年金情報の不正な閲覧等、様々な不祥事を背景に、民主党は、社会保険庁の解体と、保険料徴収と徴税の一元化を主張してきた。ところが、164回通常国会で社会保険庁改革法案の委員会審議が始まろうとした矢先、年金保険料未納率を低く見せかけるため本人の申請がないまま保険料を免除する不正な手続が各地の社会保険事務所で発覚した。民主党は直ちに「年金偽装追及チーム」を編成し、現地調査を含めた真相究明に取り組み、社会保険庁長官の責任を追及した。

民主党は、年金保険料不正手続の真相究明を法案審議の前提とし、政府提出の「ねんきん事業機構法案」等の委員会審議入りを許さなかった。民主党は政府案について、現行組織の看板の架け替えにすぎず、年金制度への信頼回復、年金保険料納付率の向上につながらないことから廃案を求めたが、与党の主張により、継続審議となった。

# 11 農林水産

## 焦点課題・焦点法案

### 担い手経営安定新法vs農林漁業再生基本法案

## 真の農政改革をめざして

### 自給率低下が懸念される政府案

政府は、164回通常国会に「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案」(担い手経営安定新法)を提出した。

この法案は、国民に対する食料の安定供給の確保に資するよう、これまで全農家を対象として、品目毎の価格に着目して講じてきた対策を、担い手に対象を絞り、経営全体に着目した対策（品目横断的経営安定対策）に転換し、日本型直接支払制度を導入しようとするものである。

政府案は、構造改革の名の下に、対策の対象者を一定の経営規模以上の農家や集落営農に絞り込むものである。このため対象から除外された農家は、営農が継続できなくなり、結果としてわが国全体の農業生産の減少、耕作放棄地の更なる増加を招く可能性が高い。これでは、食料自給率が低下することは必至である。

### 「農林漁業再生基本法案」を提出

こうした政府案に対し、民主党は、「食料の国内生産及び安全性の確保等のための農政等の改革に関する基本法案」（農林漁業再生基本法案）を提出した。

民主党案は、将来における世界的な食料供給の不足が予想される中、食料の相当部分を輸入に依存している我が国において、食料の国内生産・安全性の確保が緊要な課題であるとの認識に基づき、農政等の改革の方針を定めるものである。

具体的には、①食料自給率目標を法案に明記(10年後に50%、将来は60%)、②計画的に生産する全ての販売農家に対し、単年度1兆円規模の直接支払を実施(バラマキとならないよう、経営規模、品質、環境保全に資する度合いに応じた加算を行う)、③米の生産調整を廃止する、としている。さらに民主党案は、水産資源の適切な保存・管理に資するため、個別漁獲割当制度等の導入、食料の安全性・消費者の安心の確保のため、加工食品等の原料原産地表示を義務付けること等を盛り込むなど、全般にわたる改革の方針を示している。

両案は、衆議院農林水産委員会において30時間以上審議された（民主党案否決、政府案可決）。そして参議院農林水産委員会では、民主党は政府案を20時間以上徹底追及したが、最終的に政府案が成立した。

### 今後の展開

民主党は、今後とも、食料自給率上昇による食の安全確保及び欧米並みの直接所得補償による農業振興を訴えて、国民の期待に添えるよう全力を尽くしていく。

2006.01.29　BSE対策本部、米国の牛肉加工施設を視察

2006.04.25　衆議院農林水産委員会にて、民主党提出農林漁業再生基本法を審議

2006.08.10　長崎県大村市の山林を視察

# 活動の経過

農林水産部門会議は、国民の食の安全・安心を常に念頭に置き、日々の活動を行っている。

近年わが国ではBSE問題、鳥インフルエンザ問題、輸入野菜から基準値を超える残留農薬が検出された事件など食の安全性が脅かされている事例が多発している。また、食料自給率も40%と、先進国では最低の水準である。

よってこれらの問題に対し、民主党案を作成し議員立法として提出するなど、常に政府と対峙している。

## BSE問題

民主党は、かねてより、米国における牛の食肉処理施設等のずさんな監視体制などの問題を指摘してきたが、政府は何も対応せず2005年12月13日の輸入再開を決めた。しかし、2006年1月20日、輸入再開からわずか1ヶ月足らずで、特定危険部位が混入した米国産牛肉が成田空港検疫所で発見され、政府は米国産牛肉の輸入再停止を決定した。

民主党は、これを受けて1月23日、「BSE問題対策本部」を立ち上げ、26日に成田空港の検疫所を視察した。ここでは実際に検疫を行っている現場を見てチェック体制を調査するとともに、問題の脊柱が混入した米国産牛肉が実際に背骨が見える状態であったことを確認した。

また、同対策本部は1月29日から2月2日まで、米国に調査団を派遣し、マイク・ジョハンズ農務長官、民主党･共和党の上院･下院の議員などとの会談、カンザス州内の2つの食肉処理場の視察、飼育農家、NPO団体、消費者団体との懇談などを行った。

ジョハンズ農務長官のBSE問題等に関する基本的考えは、米国はOIE（国際獣疫事務局）と協力しており国際的基準を守っており、消費者の選択は自由であるべきだが、行政としては科学的知見に基づいた判断をするべきだ（米国産牛肉は現状でも十分安全である）というものであった。

クリークストーン社（食肉処理場）での意見交換会では、日本の顧客の要求を満たすべく全頭検査を実施する予定であったが、USDA（農務省監査局）の認可が下りず、さらに、ジョハンズ農務長官と最近会談した際に顧客（日本）のニーズに合わせるべきであるとの主張をしたが受け入れられなかったとの話があった。

タイソン社（食肉処理場）では、質疑応答の中で、耳のタグ等で月齢が完全に確認できるのは、現在5～6%（4月には10～12%）程度であり、基本的には肉質・歯列で判断している。また、日本向けは、焼肉、おでん用に限られているので、全頭検査や出生証明をつけることは採算が合わず実施することは困難との話があった。

帰国後、同調査団は、調査結果を踏まえ米国の食肉処理場には構造的欠陥があり、安全性が担保されていないため、拙速に輸入再開に合意すべきでないとの記者会見を行った。

日米での協議が進展する中、民主党は消費者に米国産牛肉の危険性を訴えるため、「拙速な米国産牛肉輸入再開反対キャンペーン」として、6月5日に札幌、6月12日に福岡でそれぞれ街頭演説を行った。また、政府主催のリスクコミュニケーションにも民主党国会議員が参加した。

さらに、6月13日には「拙速な米国産牛肉の輸入を止める国民大集会」を、日本共産党・社会民主党・国民新党との野党4党合同で行った。集会

# 11　農林水産

では、『拙速に輸入を再開することに反対し、わが国の安全基準に従って、日本政府の責任において、輸入牛肉の安全性を確実に保証できる態勢を整えることを求める』大会アピールを採択した。

民主党は国民の食の安全・安心を守るため、消費者の選択権として、163回特別国会より継続審議になっている、「輸入牛肉に係る情報の管理及び伝達に関する特別措置法案」「牛海綿状脳症対案特別措置法の一部を改正する法律案」（①輸入牛肉についても日本と同様のトレーサビリティの義務化、②BSE検査済みの表示と、原産地表示の義務化）の成立をめざすとともに、輸出プログラム（月齢管理・飼料規制の厳守等）の実効性及び遵守が疑問視されている現段階での米国産牛肉の早急な輸入再開に強く反対していく。

## 日本の農林漁業の再生をめざして

民主党は、2003年に「農林漁業再生本部」を立ち上げ、農林水産部門と連携しつつ、全国を視察し、農林漁業の問題点を探りながら、党の政策立案に活かしている。164回通常国会においても、「農林漁業再生基本法案」の策定をサポートした。

2006年6月には、次期参院選に向けて、民主党の農林漁業再生プランをより周知するため、パンフレット（第2弾）を作成した。

今後も、全国の農林漁業者と交流を図るため、各地で集会、視察などを精力的に行っていく。

## ふたたび、林業を産業へ

民主党は、党の林業政策をまとめるため、農水部門内に「森林・林業再生小委員会」を設置した。ここでは林業を産業としてもう一度立ち直らせるため、今後、国の施策として何が必要か、何をすればよいかを議論し、視察等も行っていく。政府が2006年秋にも提出を検討している「林業基本計画」に対抗するかたちで、林業政策を取りまとめ、議員立法化作業を進めていく。

## バイオマスエネルギーの可能性

民主党は、「農林漁業再生本部」を中心に、バイオマスエネルギーの可能性について議論し視察を重ねている。

具体的には、沖縄県伊江村（伊江島内で栽培したサトウキビから、エタノールを生産し、混合ガソリン《（E3）※ガソリンにエタノールを3%混ぜる》を公用車で実証実験を行っている）や、長崎総合技術大学の農林バイオマス3号機（粉状の木材を高温の水蒸気と反応させ、水素、メタンなどを含む良質でクリーンなガスを直接生成し、実験施設ガスエンジンを駆動させて発電実現している）等を視察した。

今後は、究極のクリーンエネルギーについて、可能性を探っていく。

# 12 経済産業

## 焦点課題・焦点法案

### 官製談合防止法案
## 役人の談合関与にメス

164回通常国会の冒頭、防衛施設庁による官製談合事件が発覚した。民主党は、163回特別国会に「官製談合等の防止のための刑法等の一部を改正する法律案」を提出したが、審議未了・廃案となったため、刑罰をより強化して同法案を再提出した。本法案は、刑法について、談合罪の対象範囲を拡大し、公務員の談合関与を処罰対象にするとともに、法定刑を現行より引き上げ、3年以下の懲役としたうえ、官製談合防止法について、公正取引委員会の改善措置要求の対象となる特定法人の範囲の拡大や、入札談合等に関与したとされる行為の範囲の拡大等により、官製談合の防止強化を図るものである。

### 政府・与党は法案審議に応じず

官製談合を放置し続けてきた与党は、民主党案が提出された後、ようやく問題を認識し、官製談合防止法に罰則を規定する内容の法案を提出したため、両案の一本化が検討された。しかし、与党は民主党案の内容を受け入れず、与党案をそのまま共同提案したいとの立場をとったため、一本化は物別れに終わった。また民主党は、国会の場で質疑を行うよう、再三要求したが、与党はかたくなに応じなかったため、両案とも継続審議となった。

### 電気用品安全法の経過措置の一部終了
## PSE制度の抜本的見直しを

1999年に電気用品取締法が電気用品安全法へと改正され、2001年に施行されたが、政令により、家電製品等に安全性を保証するPSEマークのない製品の一部販売経過措置期間が2006年3月末で終了することになっていた。しかし、経済産業省の周知徹底が遅れたため、中古家電や楽器等の販売業界が大混乱に陥った。その上、新制度の施行を目前にしながら経済産業省が法の解釈・運用を二転三転させたため、混乱に一層の拍車がかかり、大きな社会問題となった。

### 電気用品安全への取り組み

この問題に対し民主党は、販売経過措置期間を1年間延長する旨の改正案を作成するなどの対策を検討したが、経済産業省の最終的な法解釈・運用の発表を受け、緊急避難的ではあるが、当面は中古家電販売業者等も今まで通り営業ができるだろうと判断し、しばらく経緯を見守ることにした。

その後、PSE問題対策プロジェクトチームを設置し、引き続き対応を検討したが、緊急措置的な改正案は提出しないこととし、今後PSE制度を含めた電気用品に関する問題全般に渡って再検討し、法改正をも視野に入れた抜本的な対策を協議・策定することを確認した。

2006.03.16　衆議院本会議にて、まちづくり3法改正を審議

2006.04.06　参議院経済産業委員会にて、知的財産権について審議

2006.07.10　六ヶ所原燃核燃料サイクル施設を視察

# 活動の経過

経済産業部門は、法案対応や経済問題全般にかかわる問題について部門会議で議論を行う一方、エネルギー問題や知的財産権などについては、部門内に戦略委員会を設置し、専門的な論議を深めた。また、他部門との横断的な対応が必要な問題については、まちづくりプロジェクトチーム、PSE問題対策プロジェクトチーム、科学技術政策合同会議をそれぞれ設置し、積極的に議論を展開した。

法案対応や検討課題の審議の際には、日本経済団体連合会をはじめとする経済団体や各種団体、有識者等との意見交換を行った。

## 中小企業対策を拡充

「2006年度民主党予算案」では、中小企業対策費として1,250億円、自営業廃業者等のための教育訓練費用として2,500億円を計上し、中小企業対策の必要性を訴えた。

164回通常国会に政府は、中小企業対策関連法案として、「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律案」「中小企業等共同組合法等の一部を改正する法律案」を提出した。これらは、中小企業対策として、決して十分ではなかったが、中小企業が担う汎用的な技術について研究開発等を行う企業に支援を行うことや、組合設立時に必要な発起人数を引き下げること等を含め、民主党が以前から提言していた内容も盛り込まれていた。そのため、不十分な点については、国会質疑で政府答弁を確認した上で賛成し、両案は成立した。

また、政府提出の「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する法律案」など、まちづくり3法改正案への対応として、まちづくりPTを設置し、地域・コミュニティーの再生を図るため、精力的な議論を行った。（詳細p.58）

## 民主党の主張で不要な法律が廃止に

「工業再配置促進法」は1972年に制定され、移転促進地域（過度に工業が密集している地域）から誘導地域（工業の集積の程度が低い地域）への工業の再配置を目的としていたが、現在は企業が工場の立地条件を選ぶ状況になっていることや、工場等の立地を制限していた工業等制限法も廃止されるなど、法律の必要性がなくなっていた。

「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法」は、1986年に制定され、民間事業者の能力を活用した産業基盤施設の整備を促進することにより、内需振興による国民経済の発展や輸入拡大等による国際経済交流の促進を目的としていたが、事実上この法律に基づく事業はなくなっていた。

このため民主党は、これら役割を終えた法律は、もはや不要であることを国会の審議において主張してきた。政府もこれを認め、164回通常国会に両法律を廃止する法律案を提出、全会一致の賛成により、成立した。

## 経済連携の推進

政府提出の「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律案」は、マレーシアとの経済連携

# 12　経済産業

協定締結にあたり、メキシコとの協定に基づく特定原産地証明書の発給について、一般法化するものである。民主党は、FTA／EPAを積極的に推進する立場から賛成し、成立した。

## エネルギー問題への取り組み

エネルギー戦略委員会では、有識者や各団体からのヒアリング・意見交換を行ったほか、東海村の原子力研究開発機構や、六ヶ所村の日本原燃の視察を行うなど、現地に足を運び、実情を踏まえた上で、精力的に議論を展開した。

地球温暖化対策に関連して、政府は「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律案」を提出した。これは、京都メカニズム活用のため、クレジットの取得業務を独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）に委託するとともに、必要な費用の一部を、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計から支出するための根拠を規定するもので、「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」の関連法案である。（詳細p.64）

京都議定書目標達成に向け、欧州各国は既にクレジット調達を進めており、わが国もクレジット取得制度を早急に構築する必要があることから、民主党はこれらに賛成し、両法案は成立した。

## 知的財産権戦略への取り組み

知的財産権戦略委員会では、知財立国実現に向け、有識者からのヒアリングや勉強会を精力的に開催した。

政府は、知的財産関連法案として「意匠法等の一部を改正する法律案」「独立行政法人工業所有権情報・研修館法の一部を改正する法律案」を提出した。意匠法等改正案については、内容が不十分ではあるものの、現状より知的財産が保護・強化されるという点から賛成し、成立した。しかし、独立行政法人工業所有権情報・研修館法改正案については、同法人が行っている特許に関する業務は国際条約に基づくものであり、本来、国の責任で行うべきであること、また非公務員化によって、見かけ上の公務員削減を行いたいとの政府の意図が明白であったため、民主党は反対したが、法案は成立した。

## 海洋権益の保全

民主党が163回特別国会に提出し、継続審議になっていた「海底資源開発推進法案」「排他的経済水域等における天然資源の探査及び海洋の科学的調査に関する主権的権利その他の権利の行使に関する法律案」は、164回通常国会で与党案も提出されたため、両案の審議を政府・与党に強く求めたが、審議は行われないまま、再度継続審議となった。

また、東シナ海のガス田開発問題については、外務防衛部門との合同会議を開催し、日中協議における政府の対応を厳しく追及した。

# 13 文部科学

## 焦点課題・焦点法案

### 日本国教育基本法案
## 新しい視点からの教育

わが国の教育現場は様々な問題に直面している。すなわち、人生のスタート段階における格差問題、いじめや不登校、学力低下の問題、さらには昨今、小中学生をめぐる悲惨な事件も続発している。民主党は、こうした教育現場の問題を具体的に解決・改善するための第一歩として、164回通常国会において「日本国教育基本法案」を取りまとめ、国会に提出した。

### 物質文明偏重から新文明の創造へ

民主党案では、明日を担う人材を育てることこそが最重要課題であると位置づけ、新たな文明の創造を希求するという目標を明示し、未来を担う人間の育成について教育が果たすべき使命の重要性を盛り込んだ。

物質文明偏重が、破綻をきたしている今、コミュニケーションや知恵や文化を重視する情報文化社会の創造を目指し、その担い手を育成するために重要なアイデンティティーの醸成を図ることが求められている。そういった問題意識のもと、法案の前文において、教育の使命として、人間の尊厳と平和を重んじ、生命の尊さを知り、真理と正義を愛し、美しいものを美しいと感ずる心を育み、創造性に富んだ、人格の向上発展を目指す人間の育成であるとし、同時に、日本を愛する心を涵養し、祖先を敬い、子孫に想いをいたし、伝統、文化、芸術を尊び、学術の振興に努め、他国や他文化を理解し、新たな文明の創造を希求することを明記した。

### 民主党案の特徴

民主党は、「学ぶ権利の保障」を盛り込み、同時に、現行法では明らかになっていない、学校現場の一義的責任は、保護者、地域住民、学校関係者からなる学校理事会が自主・自立的に負うこととし、普通教育の最終的な責任は、国が負うということを明記した。

さらには、宗教的感性の涵養・宗教の意義の理解を深め、生きる意義と死の意味を考察することを教育上重視することを明記し、もう一つの特徴としてネット社会がもたらす影響の光と影を考慮する教育に焦点を当てた。また、「対GDP比何％確保」という形での教育予算の確保、幼児教育や高等教育無償化の漸進的な導入を明示した。

### 国民的な議論を

民主党は、教育政策をコアな政策分野と位置づけてきた。民主党は今後、衆参両院に調査会を設置することによる十分な審議を求めていく。さらには、全国47都道府県での公聴会の実現を目指し、国民的な議論を巻き起こしていく。

2006.04.10　次世代燃料電池車に試乗

2006.04.19　「よのなか科」を体験

2006.06.15　文部科学部門・教育基本問題調査会合同会議を開催

# 活動の経過

文部科学部門では、教育基本法など教育問題をはじめ、子どもの安全対策や、科学技術政策など幅広い課題に取り組んだ。

164回通常国会での政府提出法案については、様々な観点から検討を深め国会審議に臨んだ。特に、国会最終盤で焦点となった「教育基本法」の問題では、教育基本問題調査会との合同会議を精力的に開催して「日本国教育基本法案」を策定、国会に提出し、委員会審議においても堂々の論陣を張り、政府案に対峙した。

子どもの安全対策については、子ども政策調査会などと連携して「子どもの安全合同会議」を設置し、「学校安全対策基本法案」など議員立法を提出するとともに、性犯罪防止対策や学習塾に通う子どもの安全などの問題に取り組んだ。

また、経済産業部門と共管で「科学技術政策合同会議」を設置し、視察を行うなど民主党の科学技術政策について議論を深めた。

## 教育軽視・国民軽視の政府の「教育基本法案」

164回通常国会の会期が残り1ヶ月余となった4月28日、政府より「教育基本法案」が急遽提出された。これは、2003年5月の政府・中央教育審議会答申以降、与党の一部議員だけで密室協議してきた内容が政府案となったもの。さらに与党は、政府案を通常国会中に成立させようと、衆議院に「教育基本法に関する特別委員会」を強引に設置した。

民主党は、教育基本法のような国の根幹に関わる重要法案を国会最終盤に提出する政府・与党の姿勢を、教育軽視、国民軽視だと批判した。また特別委員会設置についても、常任委員会制度の否定であり、憲政ルール無視も甚だしく、拙速な審議は避けるべきだと主張した。

## 民主党の「日本国教育基本法案」

他方で、民主党は、教育の基本問題について、2000年に教育基本問題調査会を設置し、学校現場、家庭、地域などが抱える問題を直視して、国家百年の計にふさわしい、現場の声に応えうる考えをとりまとめるべく議論を続けてきた。2005年4月には同調査会の作業部会報告をまとめ、2006年4月、その報告をもとに民主党の教育基本法案をまとめるべく、調査会に検討会を設けて連日連夜精力的な議論を行った。

民主党は、5月23日に「日本国教育基本法案」を衆議院に提出し、政府案と並んで6月7日まで計49時間余の委員会審議を行ったが、民主党案及び政府案は継続審議となった。

今後とも、衆参両院に教育問題を議論する調査会を設置することや、全都道府県での公聴会開催を求めながら、国民的議論を巻き起こし、教育の議論に取り組んでいく。

## 学校安全対策

近年、学校内外における小学生殺傷事件が相次いで起こり、子どもの安全対策が喫緊の課題となっている。そこで民主党は、164回通常国会において、子どもの安全対策の第一弾として「学校安全対策基本法案」を参議院に提出した。

法案の内容は、地域の特性、学校の実情や児童生徒等の年齢・心身の状況に適切に配慮しつつ、学校安全に係る被害（災害、不慮の事故、故意の犯罪行為、学校施設設備からの有害な物質の発生)について、被害の未然防止・拡大防止、

# 13　文部科学

通常の学校生活の回復、被害救済を図るもの。本法案は164回通常国会閉会に伴い、審議未了、廃案となった。

## 学校施設の耐震化促進のために

学校は、子どもたちの学習の場、生活の場であると同時に、災害時における地域住民の緊急避難場所としても活用されている。その公立小中学校施設の耐震化については、耐震性が確認された建物が全体の半数に満たない状況にあるなど、学校施設耐震化の推進が喫緊の課題となっている。

そこで、民主党は、公立小中学校施設の耐震化を促進するため、「公立の小中学校等における地震防災上改築又は補強を要する校舎等の整備の促進に関する臨時措置法案」(2002年155回臨時国会提出法案を一部修正)を参議院に提出したが、審議未了、廃案となった。法案の内容は、①公立小中学校等の耐震診断を義務化し、経費は全額国庫負担とする、②5年間に期間を限定し、耐震改修の国庫補助率をかさ上げする、というもの。

## 辻褄合わせの義務教育国庫負担法

164回通常国会において政府は「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案」を提出した。小泉内閣の三位一体改革に名を借りた、ビジョンなき義務教育費改革を進めるもので、内容は、①義務教育費の国庫負担割合を2分の1から3分の1に引き下げる、②都道府県が給与を負担、任用している小中学校等の教職員について、市町村も給与を負担して任用できることとする、③耐震関連経費を中心に一括して交付金を交付する制度を創設する、などであった。

これについて民主党は、①国庫負担割合を3分の1に引き下げるのは、単なる財政の辻褄合わせに過ぎない、②地方への権限移譲が行われない、③県費負担教職員と市町村費負担教職員が同じ学校に併存することで、現場が混乱する可能性がある、④学校施設の耐震化は緊急の課題にも関わらず、政府の認識は甘く実効性に乏しい、との理由から、政府案に反対した。

## 「よのなか科」を体験

民主党は、2006年2月、格差問題に関連して東京都内の小中学校や児童養護施設の視察を行い、また4月には、2003年より初の民間人校長を迎えている東京都杉並区立和田中学校の視察を行うなど、現場の声を政策立案に積極的に生かした。とくに、和田中学校の視察では、参加議員が生徒のグループに入って、同中学校の特徴的な「よのなか科」の授業を体験した。

## 障がいをもつ子どもの学びを保障

政府は164回通常国会に「学校教育法等の一部を改正する法律案」を提出した。内容は、児童生徒等の障がいの重複化に対応するため、①盲学校・聾学校・養護学校を特別支援学校に一本化し、②盲・聾・養護学校ごとの教員免許状を特別支援学校の教員免許状とする、などというもの。

民主党は、政府案がインクルージョン（統合教育）に向けた教職員配置や普通教員免許制の改革、特別支援教室の整備拡充などで不十分であるとしながらも、統合教育に向け一歩前進と評価し、今後の施策充実等について附帯決議で確認した上で、法案に賛成した。

# 14 国土交通

## 焦点課題・焦点法案

### 建築基準法改正案
## 耐震偽装は防げるか

#### 耐震強度偽装事件の発生

昨年末に明らかとなった耐震強度偽装事件においては、法律違反の欠陥建築物が建築・販売されていた。当該マンション、ホテルを購入した人たちをはじめ、近隣住民、さらには建物を購入した全ての人が建物の安全性に不安を抱く事態に至った。

民主党は、有識者など各界関係者との意見交換を通じ、再発防止策を取りまとめ、パブリックコメントを求めた。その後法制化を進め、4月27日、「居住者・利用者等の立場に立った建築物の安全性の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案」を衆議院に提出した。

#### 民主党案と政府案を並行審議

政府案は、クロスチェックと罰則強化が主な内容であり、抜本的な再発防止策とは言い難かった。一方民主党案は、①確認済証発行権限を特定行政庁に限定、②建築士事務所開設資格を建築士に限定、③保険加入有無の広告・契約書への記載義務化、を主な内容とし、居住者・利用者・購入者の立場に立った抜本的な再発防止策であった。民主党案は、衆議院国土交通委員会で政府案と並行して審議されたが、与党の反対多数で否決された。

### まちづくり３法改正
## 美しく活気あるまちを

#### まちづくりの転換点

城下町、街道筋、門前町など、歴史のうえで中心市街地は重要な役割を果たしてきた。98年にまちづくり3法が制定されたが、中心市街地では、商店街がシャッター通りと化すなどコミュニティーが崩壊、文化・社会・環境面で疲弊が進み、問題が深刻化している。

#### 建築基準法・都市計画法の抜本改正に向けて

民主党は2005年マニフェストにおいて、コミュニティーの再生と美しく活気あるまちの再生・保全を図るための法制度の見直しを掲げた。この考え方に基づき、政府が提出したまちづくり3法改正案に対応するため、まちづくりプロジェクトチームを設置した。

PTでは、地方自治体、有識者、商店街・大型店舗関係者らと意見交換を行い、論点・問題点の整理を行った。その結果、政府案は不十分ではあるが、①都市計画によるコントロール機能を強化、②中心市街地活性化を都市計画と連動、している点を評価し賛成することとした。法案は成立した。

今後は、①「計画なくして建築なし」原則の確立、②市民参加の保障、③ソフト主導によるまちづくり、等を目的とする建築基準法・都市計画法の抜本改正に向けた検討を進める。

2005.11.25　耐震強度が偽装されたホテルを視察

2006.01.17　衆議院国土交通委員会にて、耐震強度偽装事件関係者を厳しく追及

2006.04.03　トラブルが続いた航空機の整備状況を視察

# 活動の経過

2005年から2006年にかけて、耐震強度偽装事件、鉄道事故、航空機トラブル、エレベータ事故など、建物や乗り物の安全性に対する国民の信頼を揺るがす事件が相次いで起こった。民主党は、速やかに現地を視察、関係者と意見交換し、原因究明や再発防止策の取りまとめを行うなど、国民の安全を守る活動を積極的に行ってきた。

また、164回通常国会を「安全国会」と位置づけ、①国会で政府を厳しく追求、②耐震偽装事件参考人招致・証人喚問の実現、③耐震偽装再発防止策の取りまとめ、④航空・鉄道事故調査委員会の独立化の提案など、建物・乗り物の安全を担保するための活動を行った。

## 羽越線脱線事故への対応

2005年12月25日に発生したＪＲ羽越線での脱線・転覆事故を受け、直ちにＪＲ羽越線事故対策本部を設置し、28日に事故現場に調査団を派遣、救出作業の進行を視察するとともに、負傷者を受け入れた県立日本海病院にて、事故発生後の初期対応のあり方等につき意見交換を行った。さらに山形県庄内総合支庁も訪問し、事故後の各機関の情報共有方法などについて意見交換を行った。

## 飛行機トラブルへの対応

日本航空の相次ぐトラブルに関連し、2006年4月3日、羽田空港内の日本航空の格納庫を視察した。日本航空の整備本部長ら関係者から整備体制について詳しく説明を受けるとともに、エンジンや機内など、実際に格納庫で航空機が整備されている様子を詳しく視察した。

## 航空・鉄道事故調査委員会の改革

上記のような航空機や鉄道に関する事故やトラブルを未然に防ぎ、再発を防止するためには、トラブルや事故の原因を客観的な立場で科学的に解明する必要があることから、調査を行う航空・鉄道事故調査委員会を事業官庁から独立したものとしなければならない。

しかし政府が164回通常国会に提出した「運輸の安全性の向上のための鉄道事業法の一部を改正する法律案」は、航空・事故調査委員会改革について、被害軽減に向けた調査提言機能が追加されただけの極めて不十分な内容であった。

民主党は、①航空・鉄道事故調査委員会を国土交通省から切り離し内閣府に移管、②自動車に関する事故調査権限の追加、③名称を「運輸事故調査委員会」に変更、等を主な内容とする修正案を提出した。修正案は否決されたが、修正案の内容をもとに、独自の議員立法として提出すべく検討を進めている。

## 耐震強度偽装問題への対応

耐震強度偽装事件についても、国民の安全を守るため、民主党は迅速に対応した。

事件発覚後速やかに耐震強度偽装問題対策本部を設置し、2005年11月25日に都内で2カ所の建築物の視察を行った。 ホテルでは、専門家から説明を受け、建築主から調査の進捗状況や今後の対応を確認した。マンションでは、建築物の居住者・付近の住民から話を聞き、建築物の内部を専門家とともに視察し、問題の把握を行った。

現地視察を踏まえ、12月6日に緊急対策を取りまとめ官邸に申し入れを行い、問題となっていない物件の耐震強度に関するサンプル調査など

# 14　国土交通

を実現させた。

また、2006年2月15日には再発防止のための「耐震強度偽装問題～今後の対応策」を取りまとめ、広く国民の意見を求め、4月27日に建築基準法等改正案として衆議院に提出した。

さらに、建物の事後的な検査体制の充実も急務であることから、非破壊検査について、関係者からヒアリングを行った。

## バリアフリー社会の実現

すべての人が安全かつ円滑に移動できることは、極めて重要な政策課題である。民主党では、交通バリアフリー法制定（2000年）に際しても対案を提示し、その後の政省令制定に際しても意見を述べるなど、バリアフリー社会に実現に取り組んできた。

164回通常国会において、交通バリアフリー法とハートビル法を統合した「高齢者、障害者等の移動等の促進に関する法律案」が政府から提出された。しかし、関係者や専門家と意見交換を行った結果、政府案では不十分であるとの結論に達した。そこで、高齢者・障害者がより利用しやすい施設の整備を進めるために、①移動の権利の保障、②施設利用を拒否できない旨の規定、③対象施設に「災害が発生した場合の避難場所」「ホテルの客室」の追加、④事業実施に当たっての当事者の意見の反映、等の規定を追加する修正を行うべきとの結論に至った。参議院で修正案は否決されたが、衆議院でその内容が反映された附帯決議が付された。

## 交通基本法案再提出へ

民主党は、すべての国民に対して、移動に関する権利を保障するとともに、各交通手段を総合的かつ効率的に整備すること等を内容とする「交通基本法案」を2002年に提出したが、廃案となっていた。

この交通基本法案について、国土交通部門では再検討を行い、①交通に関する分権の視点、②安全性の強調、③貨物の位置づけの強化、等を追加し、再提出を行うべきであるとの結論になった。次期国会において新たな交通基本法案を提出する予定である。

## 観光政策推進調査会の設置

国際相互理解の増進、わが国経済・地域の活性化等の観点から、自然、歴史、文化、街並み、産業などの優れた観光資源を保存・創造・再発見し、これを内外に発信することによって、観光政策を推進していくことが一層重要となってきている。そのため、国として、観光を戦略的に位置づけ、日本の主要産業として発展させる必要がある。

行政組織の整備・改変も含め、現在の日本の観光が抱える問題点を整理し、その対策を講ずるとの見地から、観光政策推進調査会を設置し、関係者からのヒアリングや現地視察を行い、民主党の観光政策の取りまとめを進めている。

# 15 環境

## 焦点課題・焦点法案

### 石綿健康被害救済法
## 隙間だらけの救済法

アスベストによる健康被害が深刻な社会問題となり、政府は164回通常国会に「石綿による健康被害の救済に関する法律案」及び「石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部改正案」を提出したが、これらは163回特別国会に民主党が衆議院に提出し、継続審査となった「アスベスト総合対策推進法案」（164回通常国会において審査未了）の一部を取り出した内容にすぎなかった。

### 「工場の内と外で命の値段が違う」

民主党はノンアスベスト社会に向け、健康被害者に対する「補償」とともに、アスベスト製品の製造等の禁止、建築物からの除去、廃棄物の適正処理、建築物解体時の飛散防止など、既存アスベスト対策の重要性を指摘したが、政府は過去の検証に目をつぶり、不十分な金銭給付だけを強調した。特に新制度による給付は労災補償との格差が歴然で、政府が謳う「隙間のない救済」からはほど遠く、被害者にとって「工場の内と外で命の値段が違う」内容であった。民主党は通院費と就学援護費に絞った修正案を提出したが否決され、原案に反対した。なお、衆参両院ともに附帯決議が付された。大気汚染防止法等4法一括改正案は全会一致で可決された。

### 容器包装リサイクル法改正
## 容器包装廃棄物のさらなる削減へ

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律案」は、1995年に制定された後、初めての改正であり、事業者団体、地方自治体のみならず多くの市民団体からも高い関心が寄せられていた。今回の改正では、容器包装利用事業者が再商品化の合理化の程度に応じて市町村に資金を拠出する仕組み等、所要の措置を講ずるとしている。民主党としては法案に問題点が多く残されていることから、最終的に164回通常国会において、項目数でこれまでで衆議院最多となる19項目の附帯決議を附し、政府案に賛成することとした。

附帯決議の項目としては、①ペットボトルの再利用について検討すること、②海外への輸出や不法投棄等、リサイクル名目で不適正な処理が行われることがないよう現行の規制を徹底すること、③事業者に対して製品に分別排出やリサイクル製品の利用等に資するような表示を行うこと、④次回の見直しにおいては各主体の役割分担の在り方についての検討を行うこと、⑤レジ袋の有料化に伴い発生した収入について環境対策等に資する使途となるよう事業者に対し必要な助言を行うこと、などが主な内容となっている。

2006.02.17　MOTTAINAI（もったいない）運動を展開するワンガリ･マータイ氏と会談

2006.05.01　水俣病犠牲者慰霊式にて献花

2006.07.26　アジア・アスベスト会議にて演説

## 活動の経過

環境部門では、164回通常国会において、①公害被害対策（アスベスト問題、水俣病問題、殺虫剤散布等の規制など）、②個別リサイクル法の改正（「容器包装リサイクル法」の改正など）、③地球温暖化対策（「温暖化対策推進法」の改正、「フロン回収法」の改正など）、④野生生物対策（「鳥獣保護法」の改正、野生生物保護基本法の検討など）、⑤森林・林業政策（持続可能な社会形成の観点から）などについて重点的に取り組んだ。

164回通常国会の会期中に、民主党の環境部門関連で設置された主な調査会・作業チーム・小委員会等は次の通り。「アスベスト対策作業チーム」、「水俣病対策小委員会」、「観光政策推進調査会」、「森林・林業再生小委員会」、ほか。

### 地球温暖化対策

「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」は、京都議定書発効に伴う改正であり、地球温暖化問題を重視する民主党としては特段反対する理由はなかったため、政府案に賛成した。その上で、①CO2排出削減に向けた国内対策に努力してもなお生ずる差分（1.6%）については補足性の原則を踏まえつつ、京都メカニズムを活用したクレジットの取得に万全を期すこと、②クレジット取得のためのプロジェクトの実施等に当たっては当該事業実施地の生態系、自然環境に与える影響及び地域住民に対する配慮を徹底することとし、広くその結果を公表すること、③脱温暖化社会の構築に向け、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動やライフスタイルの転換を促すための施策を早急に検討し、可能なものから順次実施すること、などを主な内容とした附帯決議を付した。さらに京都メカニズムの制度が動き始めた後に見直しを図っていきたい。

### フロン類対策

「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案」が164回通常国会で議論された。フロン類は、強力な温室効果ガスであるとともに、オゾン層破壊物質でもある。さらに、大気中に放出されても安定しており、寿命も長いことから、地球環境に対して長期間大きな影響を与えることになる。したがって、フロン類の回収を適正かつ効率的に進めることが必要であり、改正案の方向性は支持できることから、政府案に賛成することとした。法案は成立した。

### 殺虫剤散布等の規制

子どもや化学物質に過敏に反応してしまう方々からの殺虫剤等による健康被害の相談が多く寄せられてきた。現行の法体制では、規制が縦割りであるなどの事情から、対応が不十分であった。そこで、民主党は、殺虫剤等による国民の健康被害を未然に防ぐために2つの法案を164回通常国会に提出した。1つは、殺虫剤等の使い過ぎや不適切な使用から生活環境を保全するため、表示の義務付け・一定の散布などの規制を行うとともに、殺虫剤等の有害な影響の低減を推進する「殺虫剤等の規制等に関する法律案」であり、もう1つは、防除業者による健康・環境被害の防止を図るための「害虫等防除業の業務の適正化に関するの法律案」である。

# 15 環境

## 水俣病公式発見50年を迎えて

2006年5月1日、公害の原点ともいわれる「水俣病」の公式発見から50年という節目の年を迎えた。当日、エコパーク（熊本県水俣市）にある慰霊の碑の前で、犠牲者慰霊式典が開催された。時折激しく降る雨の中、式典には患者・遺族をはじめおよそ1000名もの人達が参列し、民主党の国会議員らも多数参列し、水俣病問題の全面解決に向け、改めて決意を新たにした。

民主党では環境部門の下に、「水俣病対策小委員会」を設置し、患者団体との意見交換会を積極的に開催し、患者・被害者の生の声に触れながら、全ての水俣病被害者に対する「国の謝罪」の明確化と、不可逆の健康被害に対して、必要な医療を最低限の「国の責任」として補償する「水俣病に係る被害の救済に関する特別措置法案（仮称）」の制定を中心とした独自の「民主党水俣病総合対策」の取りまとめを急いでいる。

## 鳥獣保護法・野生生物保護基本法

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案」について、2002年の改正では、次の改正までに取り組むべき諸課題と前々回の同法の改正時に約束した抜本改正を附帯決議に付した上で賛成したが、2004年の「外来生物法」以外、ほとんどその内容が実現しておらず、改正内容にも反映されていない。そこで民主党としては、今回、「くくりわな」及び「とらばさみ」を使用する猟法を禁止することや、捕獲等の目的での所持・販売・頒布を原則として禁止することなどを盛り込んだ修正案を提出し、政府案には反対した。政府案は賛成多数で成立したが、民主党としては、今後も修正案に盛り込まれた論点に即して問題点を追及していく。

野生生物対策については小手先の改正だけでなく、常に抜本的な改正が求められてきた。そこで民主党では、市民団体や有識者らと連携しながら「野生生物保護基本法」の策定に向けて作業中である。

## 持続可能な社会の形成

持続可能な社会の形成は、民主党環境政策の根幹の一つであるが、164回通常国会では、森林の違法伐採問題、バイオマスエネルギーなどの問題に取り組み、積極的に視察等を行った。また本年、「サステナビリティの科学的基礎に関する調査報告書2006」なども発表されたが、この中にも取り上げられているエコロジカル・フットプリントのマティス・ワケナゲル氏、同志社大学助教授の和田喜彦氏を招き意見交換を行った。

さらに、森林・林業政策の所管は農林水産省ではあるが、環境部門としては「環境」の視点から、森林・林業再生小委員会の運営に関与し、民主党農林漁業再生本部、民主党森林環境政策議員懇談会、農林水産部門と連携しながら、「民主党森林・林業再生プラン」の策定を進めている。

# 資料　民主党が取り組んだ主な議員立法（第164回通常国会）

| 法　案　名 | 提出会派 | 現在の結果 |
|---|---|---|
| 国会議員互助年金法を廃止する法律案 | (衆)民 | 否決 |
| 証券取引委員会設置法案（日本版SEC法案） P.38参照 | (衆)民 | 否決 |
| 官製談合等の防止のための刑法等の一部を改正する法律案（官製談合防止法案） P.50参照 | (衆)民 | 継続 |
| 北朝鮮に係る人権侵害の救済に関する法律案（北朝鮮人権侵害救済法案） P.34参照 | (衆)民 | 撤回 |
| 児童手当法の一部を改正する法律案（子ども手当法案） P.22参照 | (衆)民 | 否決 |
| 食料の国内生産及び安全性の確保等のための農政等の改革に関する基本法案（農林漁業再生基本法案） P.46参照 | (衆)民 | 否決 |
| 刑事訴訟法の一部を改正する法律案（取調べ可視化法案） P.33参照 | (衆)民 | 継続 |
| がん対策基本法案 P.42参照 | (衆)民 | 撤回 |
| 小児医療提供体制の確保等のために緊急に講ずべき施策の推進に関する法律案（小児医療緊急推進法案） P.42参照 | (衆)民 | 廃案 |
| 医療を受ける者の尊厳の保持及び自己決定に資する医療情報の提供、相談支援及び医療事故等の原因究明の促進等に関する法律案（医療の安心・納得・安全法案） P.42参照 | (衆)民 | 廃案 |
| 消費者契約法の一部を改正する法律案（消費者団体訴訟制度創設法案） P.22参照 | (衆)民 | 廃案 |
| 国民がゆとりと豊かさを実感しながら安心して暮らせる安全な社会を構築できる効率的で信頼される政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案（行政改革推進法民主党案） P.10参照 | (衆)民 | 否決 |
| 居住者・利用者等の立場に立った建築物の安全性の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案 P.58参照 | (衆)民 | 否決 |
| 消費生活用製品等及び特定生活関連物品に係る危険情報の提供の促進等に関する法律案（危険情報公表法案） P.21参照 | (衆)民 | 継続 |
| 国立国会図書館法の一部を改正する法律案（恒久平和調査局設置法案） P.21参照 | (衆)民共社 | 継続 |
| 日本国教育基本法案 P.54参照 | (衆)民 | 継続 |
| 日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案（国民投票法案） P.14参照 | (衆)民 | 継続 |
| 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案（パート労働者の均等待遇推進法案） P.45参照 | (衆)民 | 廃案 |
| 民法の一部を改正する法律案（選択的夫婦別氏等法案） P.33参照 | (衆)民共社各 | 継続 |
| 海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律案（文化遺産保護法案） | (衆)文部科学委員長 | 成立 |
| がん対策基本法案 P.42参照 | (衆)厚生労働委員長 | 成立 |

| 法　案　名 | 提出会派 | 現在の結果 |
|---|---|---|
| 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律案（北朝鮮人権法） P.34参照 | (衆)北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長 | 成立 |
| 公職選挙法等の一部を改正する法律案（インターネット選挙運動解禁法案） P.26参照 | (衆)民 | 継続 |
| 国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化のための国家公務員法等の一部を改正する法律案（天下り規制法案） | (参)民 | 撤回 |
| 特殊法人等の役職員の関係営利企業への就職の制限に関する法律案（天下り規制法案） P.13参照 | (参)民 | 継続 |
| 学校安全対策基本法案 P.56参照 | (参)民 | 廃案 |
| 公立の小中学校等における地震防災上改築又は補強を要する校舎等の整備の促進に関する臨時措置法案（学校施設耐震化促進法案） P.57参照 | (参)民 | 廃案 |
| 児童手当法の一部を改正する法律案（子ども手当法案） P.22参照 | (参)民 | 廃案 |
| 戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案 P.21参照 | (参)民共社 | 継続 |
| 国会職員法の一部を改正する法律案 | (参)議院運営委員長 | 成立 |
| 戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案（シベリア等強制抑留者に対する特別給付金支給法案） | (参)民共社 | 廃案 |
| 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する法律案（シベリア等強制抑留者に対する特別給付金支給法案） | (参)民共社 | 廃案 |
| 公職選挙法の一部を改正する法律案 P.29参照 | (参)民 | 廃案 |
| 就学前の子どもに関する保育及び子育て支援の総合的な提供の推進に関する法律案（就学前保育・子育て支援法案） P.24参照 | (参)民 | 廃案 |
| 国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化その他退職管理の適正化のための国家公務員法等の一部を改正する法律案（天下り規制法案） P.13参照 | (参)民 | 継続 |
| 国が行う契約の過程及び内容の透明性の確保等による契約事務の適正化を図るための会計法の一部を改正する法律案（随意契約等透明化法案） P.13参照 | (参)民 | 継続 |
| 金融商品取引監視委員会設置法案（日本版FSA法案） P.38参照 | (参)民 | 廃案 |
| ダイオキシン類に係る健康被害の救済に関する法律案（カネミ・ライスオイル食中毒被害者救済法案） P.25参照 | (参)民 | 廃案 |
| 民法の一部を改正する法律案（選択的夫婦別氏等法案） P.33参照 | (参)民共社 | 廃案 |
| 自殺対策基本法案 P.45参照 | (参)内閣委員長 | 成立 |
| 殺虫剤等の規制等に関する法律案（殺虫剤規制法案） P.64参照 | (参)民 | 廃案 |
| 害虫等防除業の業務の適正化に関する法律案（殺虫剤規制法案） P.64参照 | (参)民 | 廃案 |

# 資料　164回通常国会の案件一覧（2006年1月20日～6月18日）

## 164回通常国会会派名略称

自=自由民主党、民=民主党・無所属クラブ(衆)/民主党・新緑風会(参)、公=公明党、共=日本共産党、社=社会民主党・市民連合(衆)/社会民主党・護憲連合(参)、国＝国民新党・日本・無所属の会(衆)/国民新党・新党日本の会(参)、各=各派に属しない議員、(　)は会派所属議員の一部

| 種類 | 提出 | 案　件　名 | 衆結果 | 参結果 | 態度 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 衆 | 継続 | 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律案([自公]提出第163回国会衆法第2号) | 継続 | | | |
| 衆 | 継続 | 人身取引等の防止及び人身取引等の被害者の保護に関する法律案<br>(小宮山洋子君外四名[民]提出第163回国会衆法第6号) | 継続 | | | |
| 衆 | 継続 | 牛海綿状脳症対策特別措置法の一部を改正する法律案<br>(山田正彦君外六名[民共社]提出第163回国会衆法第7号) | 継続 | | | |
| 衆 | 継続 | 輸入牛肉に係る情報の管理及び伝達に関する特別措置法案（山田正彦君外六名[民共社]提出第163回国会衆法第8号) | 継続 | | | |
| 衆 | 継続 | 道路交通法の一部を改正する法律案(小宮山洋子君外三名[民]提出第163回国会衆法第12号) | 継続 | | | |
| 衆 | 継続 | 永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権の付与に関する法律案<br>([公]提出第163回国会衆法第14号) | 継続 | | | |
| 衆 | 継続 | 海底資源開発推進法案<br>(細野豪志君外四名[民]提出第163回国会衆法第15号) | 継続 | | | |
| 衆 | 継続 | 排他的経済水域等における天然資源の探査及び海洋の科学的調査に関する主権的権利その他の権利の行使に関する法律案<br>(細野豪志君外四名[民]提出第163回国会衆法第16号) | 継続 | | | |
| 衆 | 継続 | 戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案(長妻昭君外六名[民共社]提出第163回国会衆法第18号) | 継続 | | | |
| 衆 | 継続 | 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する法律案(長妻昭君外六名[民共社]提出第163回国会衆法第19号) | 継続 | | | |
| 衆 | 継続 | 石綿対策の総合的推進に関する法律案<br>(仙谷由人君外八名[民]提出第163回国会衆法第23号) | 審査未了 | | | |
| 衆 | 1/25 | 国会議員互助年金法を廃止する法律案<br>(河村たかし君外七名[民]提出衆法第1号) | 1/31否決 | | 賛成 | 衆反=自公共社国 |
| 衆 | 1/26 | 国会議員互助年金法を廃止する法律案<br>([自公]提出衆法第2号) | 1/31可決 | 2/3可決 | 反対 | 衆反=民共社国<br>参反=民共社各国 |
| 衆 | 1/27 | ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案<br>(衆議院厚生労働委員長提出衆法第3号) | 省1/31可決 | 2/3可決 | 賛成 | 全会一致 |
| 衆 | 2/3 | 証券取引委員会設置法案<br>(古本伸一郎君外六名[民]提出衆法第4号) | 5/16否決 | | 賛成 | 衆反=自公国 |
| 衆 | 2/3 | 官製談合等の防止のための刑法等の一部を改正する法律案(達増拓也君外五名[民]提出衆法第5号) | 継続 | | | |
| 衆 | 2/7 | 平成十七年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案<br>(衆議院財務金融委員長提出衆法第6号) | 省2/9可決 | 附2/10可決 | 賛成 | 全会一致 |
| 衆 | 2/22 | 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律の一部を改正する法律案([自公]提出衆法第7号) | 継続 | | | |
| 衆 | 2/24 | 北朝鮮に係る人権侵害の救済に関する法律案<br>(鳩山由紀夫君外五名[民]提出衆法第8号) | 撤回 | | | |
| 衆 | 3/3 | 児童手当法の一部を改正する法律案<br>(小宮山洋子君外四名[民]提出衆法第9号) | 3/23否決 | | 賛成 | 衆反=自公共国 |
| 衆 | 3/14 | 執行猶予者保護観察法の一部を改正する法律案<br>(衆議院法務委員長提出衆法第10号) | 省3/16可決 | 附3/31可決 | 賛成 | 全会一致 |

衆＝衆法　参＝参法　予＝予算　条＝条約　閣＝閣法　諾＝承諾　認＝承認　決＝決算　議＝決議　許＝許諾　N＝NHK決算
則＝規則　程＝規程　修＝本会議修正案・予算編成替え動議　省＝審査省略　附＝附帯決議　自由＝賛否決めず

| 種類 | 提出 | 案件名 | 衆結果 | 参結果 | 態度 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 衆 | 3/16 | 食料の国内生産及び安全性の確保等のための農政等の改革に関する基本法案<br>(山田正彦君外四名[民]提出衆法第11号) | 5/18否決 | | 賛成 | 衆反=自公共国 |
| 衆 | 3/16 | 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案<br>(衆議院災害対策特別委員長提出衆法第12号) | 省3/17可決 | 附3/31可決 | 賛成 | 全会一致 |
| 衆 | 3/29 | 刑事訴訟法の一部を改正する法律案<br>(河村たかし君外二名[民]提出衆法第13号) | 継続 | | | |
| 衆 | 3/31 | 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案<br>([自公]提出衆法第14号) | 継続 | | | |
| 衆 | 3/31 | 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案<br>([自公]提出衆法第15号) | 継続 | | | |
| 衆 | 4/4 | がん対策基本法案<br>(古川元久君外四名[民]提出衆法第16号) | 撤回 | | | |
| 衆 | 4/4 | 小児医療提供体制の確保等のために緊急に講ずべき施策の推進に関する法律案<br>(小宮山洋子君外四名[民]提出衆法第17号) | 審査未了 | | | |
| 衆 | 4/4 | 医療を受ける者の尊厳の保持及び自己決定に資する医療情報の提供、相談支援及び医療事故等の原因究明の促進等に関する法律案<br>(園田康博君外三名[民]提出衆法第18号) | 審査未了 | | | |
| 衆 | 4/6 | 消費者契約法の一部を改正する法律案<br>(菊田真紀子君外三名[民]提出衆法第19号) | 審査未了 | | | |
| 衆 | 4/12 | 政治資金規正法等の一部を改正する法律案<br>([自]提出衆法第20号) | 継続 | | | |
| 衆 | 4/13 | 国民がゆとりと豊かさを実感しながら安心して暮らせる安全な社会を構築できる効率的で信頼される政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案<br>(松本剛明君外五名[民]提出衆法第21号) | 4/20否決 | | 賛成 | 衆反=自公共社 |
| 衆 | 4/27 | 居住者・利用者等の立場に立った建築物の安全性の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案(長妻昭君外四名[民]提出衆法第22号) | 5/25否決 | | 賛成 | 衆反=自公国 |
| 衆 | 4/28 | 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律案([自公]提出衆法第23号) | 撤回 | | | |
| 衆 | 5/16 | 海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律案<br>([自公]提出衆法第24号) | 継続 | | | |
| 衆 | 5/19 | 探偵業の業務の適正化に関する法律案<br>(衆議院内閣委員長提出衆法第25号) | 省5/25可決 | 附6/2可決 | 賛成 | 全会一致 |
| 衆 | 5/22 | 消費生活用製品等及び特定生活関連物品に係る危険情報の提供の促進等に関する法律案<br>(長妻昭君外二名[民]提出衆法第26号) | 継続 | | | |
| 衆 | 5/23 | 国立国会図書館法の一部を改正する法律案<br>(鳩山由紀夫君外七名[民共社]提出衆法第27号) | 継続 | | | |
| 衆 | 5/23 | 日本国教育基本法案<br>(鳩山由紀夫君外六名[民]提出衆法第28号) | 継続 | | | |
| 衆 | 5/23 | がん対策基本法案([自公]提出衆法第29号) | 撤回 | | | |
| 衆 | 5/26 | 日本国憲法の改正手続に関する法律案<br>([自公]提出衆法第30号) | 継続 | | | |
| 衆 | 5/26 | 日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案<br>(枝野幸男君外三名[民]提出衆法第31号) | 継続 | | | |
| 衆 | 5/31 | 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案<br>(小宮山洋子君外五名[民]提出衆法第32号) | 審査未了 | | | |
| 衆 | 6/2 | 公職選挙法の一部を改正する法律案<br>([自公]提出衆法第33号) | 6/13可決 | 6/16可決 | 賛成 | 反=社 |

衆=衆法 参=参法 予=予算 条=条約 閣=閣法 諾=承諾 認=承認 決=決算 議=決議 許=許諾 N=NHK決算
則=規則 程=規程 修=本会議修正案・予算編成替え動議 省=審査省略 附=附帯決議 自由=賛否決めず

| 種類 | 提出 | 案件名 | 衆結果 | 参結果 | 態度 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 衆 | 6/7 | 観光立国推進基本法案([自公]提出衆法第34号) | 継続 | | | |
| 衆 | 6/8 | 民法の一部を改正する法律案<br>(枝野幸男君外七名[民共社各]提出衆法第35号) | 継続 | | | |
| 衆 | 6/9 | 海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律案(衆議院文部科学委員長提出衆法第36号) | 省6/9可決 | 6/16可決 | 賛成 | 全会一致 |
| 衆 | 6/9 | がん対策基本法案<br>(衆議院厚生労働委員長提出衆法第37号) | 省6/13可決 | 附6/16可決 | 賛成 | 全会一致 |
| 衆 | 6/12 | 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律案(衆議院北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長提出衆法第38号) | 省6/13可決 | 6/16可決 | 賛成 | 衆反=共社<br>参反=共社各 |
| 衆 | 6/12 | 地理空間情報活用推進基本法案<br>([自公]提出衆法第39号) | 継続 | | | |
| 衆 | 6/13 | 公職選挙法等の一部を改正する法律案<br>(渡辺周君外七名[民]提出衆法第40号) | 継続 | | | |
| 参 | 2/3 | 国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化のための国家公務員法等の一部を改正する法律案<br>(松井孝治君外四名[民]提出参法第1号) | | 撤回 | | |
| 参 | 2/3 | 特殊法人等の役職員の関係営利企業への就職の制限に関する法律案(松井孝治君外四名[民]提出参法第2号) | | 継続 | | |
| 参 | 2/23 | 学校安全対策基本法案<br>(佐藤泰介君外四名[民]提出参法第3号) | | 未付託未了 | | |
| 参 | 3/2 | 公立の小中学校等における地震防災上改築又は補強を要する校舎等の整備の促進に関する臨時措置法案<br>(佐藤泰介君外五名[民]提出参法第4号) | | 未付託未了 | | |
| 参 | 3/13 | 公職選挙法の一部を改正する法律案<br>([自公]提出参法第5号) | 6/1可決 | 5/19可決 | 反対 | 衆反=民共<br>参反=民共各 |
| 参 | 3/22 | 児童手当法の一部を改正する法律案<br>(岡崎トミ子君外二名[民]提出参法第6号) | | 審査未了 | | |
| 参 | 3/29 | 戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案<br>(岡崎トミ子君外七名[民共社]提出参法第7号) | | 継続 | | |
| 参 | 4/19 | 国会職員法の一部を改正する法律案<br>(参議院議院運営委員長提出参法第8号) | 6/8可決 | 4/19可決 | 賛成 | 全会一致 |
| 参 | 4/25 | 戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案（谷博之君外十一名[民共社]提出参法第9号) | | 未付託未了 | | |
| 参 | 4/25 | 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する法律案<br>(谷博之君外十一名[民共社]提出参法第10号) | | 未付託未了 | | |
| 参 | 5/11 | 公職選挙法の一部を改正する法律案<br>(北澤俊美君外四名[民]提出参法第11号) | | 審査未了 | | |
| 参 | 5/18 | 就学前の子どもに関する保育及び子育て支援の総合的な提供の推進に関する法律案<br>(佐藤泰介君外八名[民]提出参法第12号) | | 未付託未了 | | |
| 参 | 5/22 | 国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化その他退職管理の適正化のための国家公務員法等の一部を改正する法律案(松井孝治君外五名[民]提出参法第13号) | | 継続 | | |
| 参 | 5/22 | 国が行う契約の過程及び内容の透明性の確保等による契約事務の適正化を図るための会計法の一部を改正する法律案（松井孝治君外五名[民]提出参法第14号) | | 継続 | | |
| 参 | 5/25 | 金融商品取引監視委員会設置法案<br>(櫻井充君外五名[民]提出参法第15号) | | 審査未了 | | |
| 参 | 5/31 | ダイオキシン類に係る健康被害の救済に関する法律案<br>(犬塚直史君外四名[民]提出参法第16号) | | 未付託未了 | | |
| 参 | 5/31 | 民法の一部を改正する法律案<br>(千葉景子君外七名[民共社]提出参法第17号) | | 未付託未了 | | |
| 参 | 6/8 | 自殺対策基本法案(参議院内閣委員長提出参法第18号) | 6/15可決 | 6/9可決 | 賛成 | 全会一致 |

衆＝衆法 参＝参法 予＝予算 条＝条約 閣＝閣法 諾＝承諾 認＝承認 決＝決算 議＝決議 許＝許諾 N＝NHK決算
則＝規則 程＝規程 修＝本会議修正案・予算編成替え動議 省＝審査省略 附＝附帯決議 自由＝賛否決めず

| 種類 | 提出 | 案件名 | 衆結果 | 参結果 | 態度 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 参 | 6/9 | 殺虫剤等の規制等に関する法律案<br>(岡崎トミ子君外三名[民]提出参法第19号) | | 審査未了 | | |
| 参 | 6/9 | 害虫等防除業の業務の適正化に関する法律案<br>(岡崎トミ子君外三名[民]提出参法第20号) | | 審査未了 | | |
| 参 | 6/15 | 精神病院の用語の整理等のための関係法律の一部を改正する法律案(参議院厚生労働委員長提出参法第21号) | 6/16可決 | 6/16可決 | 賛成 | 全会一致 |
| 予 | 1/20 | 平成十七年度一般会計補正予算(第1号)(予算第1号) | 1/31可決 | 2/3可決 | 反対 | 衆反=民共社国 参反=民共社各国 |
| 予 | 1/20 | 平成十七年度特別会計補正予算(特第1号)(予算第2号) | 1/31可決 | 2/3可決 | 反対 | 衆反=民共社国 参反=民共社各国 |
| 予 | 1/20 | 平成十七年度政府関係機関補正予算(機第1号)<br>(予算第3号) | 1/31可決 | 2/3可決 | 反対 | 衆反=民共社国 参反=民共社各国 |
| 予 | 1/20 | 平成十八年度一般会計予算(予算第4号) | 3/2可決 | 3/27可決 | 反対 | 衆反=民共社国 参反=民共社各国 |
| 予 | 1/20 | 平成十八年度特別会計予算(予算第5号) | 3/2可決 | 3/27可決 | 反対 | 衆反=民共社国 参反=民共社各国 |
| 予 | 1/20 | 平成十八年度政府関係機関予算(予算第6号) | 3/2可決 | 3/27可決 | 反対 | 衆反=民共社国 参反=民共社各国 |
| 条 | 2/7 | 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件<br>(条約第1号) | 3/14承認 | 3/29承認 | 衆賛成<br>(参反対) | 衆反=共社<br>参反=共社各(民) |
| 条 | 2/24 | 経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第2号) | 3/30承認 | 4/26承認 | 賛成 | 全会一致 |
| 条 | 2/24 | マルチチップ集積回路に対する無税待遇の付与に関する協定の締結について承認を求めるの件(条約第3号) | 3/30承認 | 4/26承認 | 賛成 | 全会一致 |
| 条 | 2/24 | 国際民間航空条約第五十六条の改正に関する千九百八十九年十月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件(条約第4号) | 4/11承認 | 5/10承認 | 賛成 | 全会一致 |
| 条 | 2/24 | 国際水路機関条約の改正議定書の締結について承認を求めるの件(条約第5号) | 4/11承認 | 5/10承認 | 賛成 | 全会一致 |
| 条 | 2/24 | 国際海事機関条約の改正(簡易化委員会の設置)の受諾について承認を求めるの件(条約第6号) | 4/11承認 | 5/10承認 | 賛成 | 全会一致 |
| 条 | 3/10 | 刑事に関する共助に関する日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求めるの件(条約第7号) | 4/25承認 | 5/17承認 | 賛成 | 全会一致 |
| 条 | 3/10 | 腐敗の防止に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件(条約第8号) | 5/9承認 | 6/2承認 | 賛成 | 全会一致 |
| 条 | 3/10 | 所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約の締結について承認を求めるの件(条約第9号) | 5/11承認 | 4/7承認 | 賛成 | 反=共 |
| 条 | 3/10 | 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とインド共和国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(条約第10号) | 5/11承認 | 4/7承認 | 賛成 | 反=共 |
| 条 | 3/10 | 社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第11号) | 5/18承認 | 4/12承認 | 賛成 | 全会一致 |
| 条 | 3/10 | 分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源(ストラドリング魚類資源)及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定の締結について承認を求めるの件(条約第12号) | 6/1承認 | 4/14承認 | 賛成 | 全会一致 |
| 条 | 3/10 | 二千年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書の締結について承認を求めるの件(条約第13号) | 6/1承認 | 4/14承認 | 賛成 | 全会一致 |
| 条 | 3/10 | 原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第14号) | 6/6承認 | 4/19承認 | 賛成 | 衆反=共社<br>参反=共社各 |

衆=衆法 参=参法 予=予算 条=条約 閣=閣法 諾=承諾 認=承認 決=決算 議=決議 許=許諾 N=NHK決算
則=規則 程=規程 修=本会議修正案・予算編成替え動議 省=審査省略 附=附帯決議 自由=賛否決めず

| 種類 | 提出 | 案件名 | 衆結果 | 参結果 | 態度 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 閣 | 継続 | 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律案（第163回国会閣法第8号） | 附4/25可決 | 附5/19可決 | 賛成 | 反=社 |
| 閣 | 継続 | 独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案（第163回国会閣法第9号） | 附3/17可決 | 附3/29可決 | 反対 | 衆反=民共社国<br>参反=民共社各国 |
| 閣 | 継続 | 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案（第163回国会閣法第22号） | 継続 | | | |
| 閣 | 1/20 | 平成十七年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案（閣法第1号） | 1/31可決 | 2/3可決 | 反対 | 衆反=民共社国<br>参反=民共社各国 |
| 閣 | 1/20 | 石綿による健康被害の救済に関する法律案（閣法第2号） | 附1/31可決 | 附2/3可決 | 反対 | 衆反=民共社国 参反=民共社各 |
| 閣 | 1/20 | 石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案（閣法第3号） | 附1/31可決 | 附2/3可決 | 賛成 | 衆反=社国<br>参反=社各 |
| 閣 | 1/20 | 平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（閣法第4号） | 3/2可決 | 3/27可決 | 反対 | 衆反=民共社国<br>参反=民共社各国 |
| 閣 | 1/20 | 国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案（閣法第5号） | 3/2可決 | 3/27可決 | 反対 | 衆反=民共<br>参反=民共各 |
| 閣 | 1/31 | 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律案（閣法第6号） | 附3/23可決 | 附4/19可決 | 賛成 | 全会一致 |
| 閣 | 1/31 | 独立行政法人工業所有権情報・研修館法の一部を改正する法律案（閣法第7号） | 3/17可決 | 3/31可決 | 反対 | 衆反=民共社国<br>参反=民共社各国 |
| 閣 | 1/31 | 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律案（閣法第8号） | 3/23可決 | 4/19可決 | 賛成 | 全会一致 |
| 閣 | 1/31 | 工業再配置促進法を廃止する法律案（閣法第9号） | 3/23可決 | 4/19可決 | 賛成 | 全会一致 |
| 閣 | 1/31 | 独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案（閣法第10号） | 3/16可決 | 3/31可決 | 反対 | 衆反=民共社国<br>参反=民共社各国 |
| 閣 | 1/31 | 運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律案（閣法第11号） | 附3/14可決 | 附3/29可決 | 賛成 | 全会一致 |
| 閣 | 1/31 | 宅地造成等規制法等の一部を改正する法律案（閣法第12号） | 附3/23可決 | 附3/31可決 | 賛成 | 全会一致 |
| 閣 | 2/3 | 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第13号） | 附3/14可決 | 附3/29可決 | 賛成 | 全会一致 |
| 閣 | 2/3 | 所得税法等の一部を改正する等の法律案（閣法第14号） | 附3/2可決 | 附3/27可決 | 反対 | 衆反=民共社国 参反=民共社各国 |
| 閣 | 2/3 | 独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律案（閣法第15号） | 3/23可決 | 3/31可決 | 反対 | 衆反=民共社国<br>参反=共社各国(民) |
| 閣 | 2/3 | 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する等の法律案（閣法第16号） | 3/16可決 | 3/29可決 | 反対 | 衆反=民共社国<br>参反=民共社各国 |
| 閣 | 2/3 | 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律案（閣法第17号） | 3/23可決 | 3/31可決 | 反対 | 衆反=民共社国<br>参反=民共社各国 |
| 閣 | 2/3 | 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律案（閣法第18号） | 3/14可決 | 3/29可決 | 反対 | 衆反=民共社国<br>参反=民共社各国 |
| 閣 | 2/3 | 独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案（閣法第19号） | 3/17可決 | 3/29可決 | 反対 | 衆反=民共社国<br>参反=民共社各国 |
| 閣 | 2/7 | 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（閣法第20号） | 附4/25可決 | 附5/24可決 | 賛成 | 衆反=共社 参反=共社各 |
| 閣 | 2/7 | 地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第21号） | 附3/2可決 | 附3/27可決 | 反対 | 衆反=民共社国 参反=民共社各国 |
| 閣 | 2/7 | 地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第22号） | 3/2可決 | 3/27可決 | 反対 | 衆反=民共社国 参反=民共社各国 |
| 閣 | 2/7 | 電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第23号） | 4/13可決 | 5/17可決 | 賛成 | 衆反=共社<br>参反=共社各 |
| 閣 | 2/7 | 独立行政法人消防研究所の解散に関する法律案（閣法第24号） | 附3/17可決 | 附3/29可決 | 賛成 | 全会一致 |
| 閣 | 2/7 | 通勤の範囲の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第25号） | 3/24可決 | 3/31可決 | 賛成 | 全会一致 |
| 閣 | 2/7 | 犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案（閣法第26号） | 附3/16可決 | 附3/31可決 | 賛成 | 全会一致 |
| 閣 | 2/7 | 関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第27号） | 附3/9可決 | 附3/29可決 | 賛成 | 全会一致 |

衆＝衆法 参＝参法 予＝予算 条＝条約 閣＝閣法 諾＝承諾 認＝承認 決＝決算 議＝決議 許＝許諾 N＝NHK決算
則＝規則 程＝規程 修＝本会議修正案・予算編成替え動議 省＝審査省略 附＝附帯決議 自由＝賛否決めず

| 種類 | 提出 | 案件名 | 衆結果 | 参結果 | 態度 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 閣 | 2/7 | 研究交流促進法及び特定放射光施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第28号) | 附4/6可決 | 附5/10可決 | 賛成 | 反=共 |
| 閣 | 2/7 | 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律案(閣法第29号) | 附4/6可決 | 附4/21可決 | 賛成 | 全会一致 |
| 閣 | 2/8 | 住生活基本法案(閣法第30号) | 附5/9可決 | 附6/2可決 | 賛成 | 衆反=共社 参反=共社各 |
| 閣 | 2/8 | 道路運送法等の一部を改正する法律案(閣法第31号) | 附4/18可決 | 附5/12可決 | 賛成 | 全会一致 |
| 閣 | 2/8 | 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律案(閣法第32号) | 附4/25可決 | 附5/31可決 | 賛成 | 衆反=共社<br>参反=共社各 |
| 閣 | 2/8 | 都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律案(閣法第33号) | 附4/11可決 | 附5/24可決 | 賛成 | 全会一致 |
| 閣 | 2/10 | 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案(閣法第34号) | 附4/20修正 | 附5/26可決 | 賛成 | 衆反=共社国<br>参反=共社各国 |
| 閣 | 2/10 | 独立行政法人酒類総合研究所法の一部を改正する法律案(閣法第35号) | 3/16可決 | 3/31可決 | 反対 | 衆反=民共社国<br>参反=民共社各国 |
| 閣 | 2/10 | 国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律案(閣法第36号) | 附4/13可決 | 附4/21可決 | 賛成 | 反=共社 |
| 閣 | 2/10 | 健康保険法等の一部を改正する法律案(閣法第37号) | 5/18可決 | 附6/14可決 | 反対 | 衆反=民共社国 参反=民共社各国 |
| 閣 | 2/10 | 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案(閣法第38号) | 5/18可決 | 附6/14可決 | 反対 | 衆反=民共社国<br>参反=民共社各国 |
| 閣 | 2/10 | 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(閣法第39号) | 6/6可決 | 6/16可決 | 賛成 | 全会一致 |
| 閣 | 2/10 | 独立行政法人国立環境研究所法の一部を改正する法律案(閣法第40号) | 3/16可決 | 3/31可決 | 反対 | 衆反=民共社国<br>参反=民共社各国 |
| 閣 | 2/10 | 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第41号) | 附5/9可決 | 附5/31可決 | 賛成 | 全会一致 |
| 閣 | 2/10 | 海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律案(閣法第42号) | 附5/11可決 | 附4/7可決 | 賛成 | 衆反=共社<br>参反=共社各 |
| 閣 | 2/14 | 法の適用に関する通則法案(閣法第43号) | 附6/15可決 | 附4/19可決 | 賛成 | 全会一致 |
| 閣 | 2/24 | 少年法等の一部を改正する法律案(閣法第44号) | 継続 | | | |
| 閣 | 2/24 | 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案(閣法第45号) | 5/18可決 | 6/14可決 | 反対 | 衆反=民共社<br>参反=民共社各 |
| 閣 | 2/24 | 砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案(閣法第46号) | 5/18可決 | 6/14可決 | 反対 | 衆反=民共社<br>参反=民共社各 |
| 閣 | 2/24 | 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第47号) | 5/18可決 | 6/14可決 | 反対 | 衆反=民共社<br>参反=民共社各 |
| 閣 | 2/24 | 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第48号) | 4/25可決 | 5/12可決 | 賛成 | 全会一致 |
| 閣 | 2/24 | 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第49号) | 附6/13可決 | 附4/26可決 | 賛成 | 全会一致 |
| 閣 | 2/24 | 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律案(閣法第50号) | 附6/13可決 | 附4/26可決 | 賛成 | 全会一致 |
| 閣 | 2/24 | 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(閣法第51号) | 附4/25可決 | 4/7可決 | 賛成 | 全会一致 |
| 閣 | 2/28 | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律案(閣法第52号) | 附6/15可決 | 附4/28可決 | 賛成 | 全会一致 |
| 閣 | 2/28 | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第53号) | 6/8可決 | 4/14可決 | 賛成 | 全会一致 |
| 閣 | 3/3 | 消費者契約法の一部を改正する法律案(閣法第54号) | 附4/28修正 | 附5/31可決 | 賛成 | 全会一致 |
| 閣 | 3/7 | 遺失物法案(閣法第55号) | 附6/1可決 | 附6/9可決 | 賛成 | 全会一致 |
| 閣 | 3/7 | 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(閣法第56号) | 附3/30可決 | 附5/17可決 | 反対 | 衆反=民共社<br>参反=民共社各 |
| 閣 | 3/7 | 地方自治法の一部を改正する法律案(閣法第57号) | 附5/11可決 | 附5/31可決 | 賛成 | 衆反=共社 参反=共社各 |

衆=衆法 参=参法 予=予算 条=条約 閣=閣法 諾=承諾 認=承認 決=決算 議=決議 許=許諾 N=NHK決算
則=規則 程=規程 修=本会議修正案・予算編成替え動議 省=審査省略 附=附帯決議 自由=賛否決めず

| 種類 | 提出 | 案件名 | 衆結果 | 参結果 | 態度 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 閣 | 3/7 | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律案(閣法第58号) | 附5/9可決 | 附6/9可決 | 賛成 | 衆反=共社<br>参反=共社各 |
| 閣 | 3/7 | 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(閣法第59号) | 附5/18可決 | 附6/7可決 | 賛成 | 反=社 |
| 閣 | 3/7 | 公職選挙法の一部を改正する法律案（閣法第60号） | 4/25可決 | 6/7可決 | 賛成 | 全会一致 |
| 閣 | 3/7 | 中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案(閣法第61号) | 附5/18可決 | 附6/9可決 | 賛成 | 衆反=共<br>参反=共各 |
| 閣 | 3/7 | 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第62号) | 附5/11可決 | 附6/2可決 | 賛成 | 全会一致 |
| 閣 | 3/7 | 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案(閣法第63号) | 5/18可決 | 附4/12可決 | 賛成 | 全会一致 |
| 閣 | 3/7 | 住民基本台帳法の一部を改正する法律案(閣法第64号) | 附6/9可決 | 附4/28可決 | 賛成 | 全会一致 |
| 閣 | 3/7 | 学校教育法等の一部を改正する法律案(閣法第65号) | 附6/15可決 | 附4/26可決 | 賛成 | 全会一致 |
| 閣 | 3/7 | 職業能力開発促進法及び中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第66号) | 附6/13可決 | 附5/12可決 | 賛成 | 全会一致 |
| 閣 | 3/7 | 薬事法の一部を改正する法律案(閣法第67号) | 6/8可決 | 附4/19可決 | 賛成 | 反=共 |
| 閣 | 3/7 | 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律案（閣法第68号） | 附6/15可決 | 附4/28修正 | 賛成 | 全会一致 |
| 閣 | 3/7 | 意匠法等の一部を改正する法律案(閣法第69号) | 附6/1可決 | 附4/7可決 | 賛成 | 反=共 |
| 閣 | 3/7 | 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第70号) | 附6/8可決 | 附5/10可決 | 反対 | 衆反=民社国<br>参反=民社各国 |
| 閣 | 3/10 | 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案(閣法第71号) | 附4/20可決 | 附5/26可決 | 賛成 | 衆反=共社<br>参反=共社各 |
| 閣 | 3/10 | 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案(閣法第72号) | 附4/20可決 | 附5/26可決 | 賛成 | 衆反=共社<br>参反=共社各 |
| 閣 | 3/10 | 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第73号) | 附4/20可決 | 附5/26可決 | 賛成 | 衆反=共社<br>参反=共社各 |
| 閣 | 3/10 | 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案(閣法第74号) | 附4/20可決 | 附5/26可決 | 反対 | 衆反=民共社国<br>参反=民共社各国 |
| 閣 | 3/10 | 国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第75号) | 6/1可決 | 附6/14可決 | 賛成 | 反=共 |
| 閣 | 3/10 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第76号) | 継続 | | | |
| 閣 | 3/10 | ねんきん事業機構法案(閣法第77号) | 継続 | | | |
| 閣 | 3/10 | 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案(閣法第78号) | 継続 | | | |
| 閣 | 3/10 | 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第79号) | 附5/25可決 | 附6/9可決 | 賛成 | 反=共 |
| 閣 | 3/10 | 社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案(閣法第80号) | 6/6可決 | 4/12可決 | 賛成 | 全会一致 |
| 閣 | 3/13 | 証券取引法等の一部を改正する法律案(閣法第81号) | 附5/16可決 | 附6/7可決 | 反対 | 衆反=民共社 参反=民共社各 |
| 閣 | 3/13 | 証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第82号) | 附5/16可決 | 附6/7可決 | 反対 | 衆反=民共社<br>参反=民共社各 |
| 閣 | 3/13 | 信託法案(閣法第83号) | 継続 | | | |
| 閣 | 3/13 | 信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第84号) | 継続 | | | |
| 閣 | 3/13 | 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第85号) | 附4/18可決 | 附6/2可決 | 反対 | 衆反=民共社<br>参反=民共社各国 |
| 閣 | 3/13 | 国家公務員の留学費用の償還に関する法律案(閣法第86号) | 附6/8可決 | 附4/19可決 | 賛成 | 全会一致 |

衆＝衆法 参＝参法 予＝予算 条＝条約 閣＝閣法 諾＝承諾 認＝承認 決＝決算 議＝決議 許＝許諾 N＝NHK決算
則＝規則 程＝規程 修＝本会議修正案・予算編成替え動議 省＝審査省略 附＝附帯決議 自由＝賛否決めず

| 種類 | 提出 | 案件名 | 衆結果 | 参結果 | 態度 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 閣 | 3/13 | 消防組織法の一部を改正する法律案(閣法第87号) | 附6/6可決 | 附4/12可決 | 賛成 | 反=共 |
| 閣 | 3/31 | 建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案(閣法第88号) | 5/25可決 | 附6/14可決 | 反対 | 衆反=民共社<br>参反=民共社各 |
| 閣 | 4/28 | 教育基本法案(閣法第89号) | 継続 | | | |
| 閣 | 5/19 | 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案(閣法第90号) | 継続 | | | |
| 閣 | 6/9 | 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案(閣法第91号) | 継続 | | | |
| 認 | 2/8 | 地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、公共職業安定所の設置に関し承認を求めるの件<br>(内閣提出承認第1号) | 3/30承認 | 3/27承認 | 賛成 | 全会一致 |
| 認 | 2/10 | 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(内閣提出承認第2号) | 附3/23承認 | 附3/31承認 | 賛成 | 反=共 |
| 認 | 3/10 | 地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、社会保険事務所の設置に関し承認を求めるの件<br>(内閣提出承認第3号) | 継続 | | | |
| 諾 | 継続 | 平成十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(内閣提出第163回国会承諾) | 4/28承諾 | 5/31承諾 | 反対 | 衆反=民共社国<br>参反=共社各国(民) |
| 諾 | 継続 | 平成十六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(内閣提出第163回国会承諾) | 4/28承諾 | 5/31承諾 | 反対 | 衆反=民国<br>参反=各国(民) |
| 諾 | 継続 | 平成十六年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書<br>(内閣提出第163回国会承諾) | 4/28承諾 | 5/31承諾 | 反対 | 衆反=民共社国<br>参反=共社各国(民) |
| 諾 | 3/17 | 平成十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(内閣提出承諾) | 継続 | | | |
| 諾 | 3/17 | 平成十七年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)<br>(内閣提出承諾) | 継続 | | | |
| 諾 | 5/19 | 平成十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(内閣提出承諾) | 継続 | | | |
| 諾 | 5/19 | 平成十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(内閣提出承諾) | 継続 | | | |
| 諾 | 5/19 | 平成十七年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)<br>(内閣提出承諾) | 継続 | | | |
| 決 | 1/20 | 平成十六年度一般会計歳入歳出決算(決算) | 6/13議決 | 6/9是認 | 反対 | 衆反=民共社国 |
| 決 | 1/20 | 平成十六年度特別会計歳入歳出決算(決算) | 6/13議決 | 6/9是認 | 反対 | 衆反=民共社国 |
| 決 | 1/20 | 平成十六年度国税収納金整理資金受払計算書(決算) | 6/13議決 | 6/9是認 | 反対 | 衆反=民共社国 |
| 決 | 1/20 | 平成十六年度政府関係機関決算書(決算) | 6/13議決 | 6/9是認 | 反対 | 衆反=民共社国 |
| 国 | 1/20 | 平成十六年度国有財産増減及び現在額総計算書<br>(内閣提出国有財産) | 6/13是認 | 6/9是認 | 反対 | 衆反=民共社国 |
| 国 | 1/20 | 平成十六年度国有財産無償貸付状況総計算書<br>(内閣提出国有財産) | 6/13是認 | 6/9是認 | 反対 | 衆反=民国 |
| N | 2/10 | 日本放送協会平成十六年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書(内閣提出NHK決算) | 6/13<br>異議がない | 6/16是認 | 反対 | 衆反=民共社国 |
| 議 | 3/10 | 議員西村真悟君の議員辞職勧告に関する決議案<br>([自公]提出決議第1号) | 3/17可決 | | 賛成 | |
| 議 | 4/24 | 水俣病公式確認五十年に当たり、悲惨な公害を繰り返さないことを誓約する決議案<br>(東順治君外二十一名[自民公共社国]提出決議第2号) | 省4/25可決 | | 賛成 | 衆=全会一致 |
| 議 | 4/26 | 水俣病公式確認五十年に当たり、悲惨な公害を繰り返さないことを誓約する決議案<br>(溝手顕正君外6名［自民公］提出決議第1号) | | 省4/26可決 | 賛成 | 参=全会一致 |
| 程 | 3/31 | 参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案<br>(参議院議長提出規程第1号) | | 3/31可決 | 賛成 | 参反=共社各 |

衆=衆法 参=参法 予=予算 条=条約 閣=閣法 諾=承諾 認=承認 決=決算 議=決議 許=許諾 N=NHK決算
則=規則 程=規程 修=本会議修正案・予算編成替え動議 省=審査省略 附=附帯決議 自由=賛否決めず

# 衆議院
# 民主党議員

2006年 6月18日現在

| 常任委員会 | 委員名 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 内閣委員会 | ○大島　敦 | ○泉　健太 | 市村浩一郎 | 川内博史 | 小宮山洋子 | 鉢呂吉雄 | 鷲尾英一郎 |
| 総務委員会 | ○渡辺　周 | ○後藤　斎 | 安住　淳 | 逢坂誠二 | 田嶋　要 | 寺田　学 | 西村智奈美 |
| | 福田昭夫 | 横光克彦 | | | | | |
| 法務委員会 | ○平岡秀夫 | ○高山智司 | 石関貴史 | 枝野幸男 | 河村たかし | 小宮山泰子 | 細川律夫 |
| 外務委員会 | ○武正公一 | ○山口　壮 | 吉良州司 | 篠原　孝 | 津村啓介 | 松原　仁 | |
| 財務金融委員会 | ○小沢鋭仁 | ○古本伸一郎 | 小川淳也 | 鈴木克昌 | 田村謙治 | 長安　豊 | 平岡秀夫 |
| | 三谷光男 | 吉田　泉 | 鷲尾英一郎 | | | | |
| 文部科学委員会 | ○藤村　修 | ○牧　義夫 | 奥村展三 | 北橋健治 | 末松義規 | 松本大輔 | 山口　壮 |
| | 横山北斗 | 笠　浩史 | | | | | |
| 厚生労働委員会 | ○山井和則 | ○園田康博 | 岡本充功 | 菊田真紀子 | 郡　和子 | 仙谷由人 | 田名部匡代 |
| | 古川元久 | 村井宗明 | 三井辨雄 | 柚木道義 | | | |
| 農林水産委員会 | ○山田正彦 | ○黄川田　徹 | 岡本充功 | 小平忠正 | 佐々木隆博 | 神風英男 | 仲野博子 |
| | 松木謙公 | 山岡賢次 | 森本哲生 | | | | |
| 経済産業委員会 | ○達増拓也 | ○近藤洋介 | 大畠章宏 | 川端達夫 | 北神圭朗 | 吉良州司 | 佐々木隆博 |
| | 野田佳彦 | 松原　仁 | 三谷光男 | | | | |
| 国土交通委員会 | ○長妻　昭 | ○三日月大造 | 古賀一成 | 小宮山泰子 | 下条みつ | 高木義明 | 土肥隆一 |
| | 長安　豊 | 鉢呂吉雄 | 馬淵澄夫 | 森本哲生 | | | |
| 環境委員会 | ○長浜博行 | ○田島一成 | 近藤昭一 | 篠原　孝 | 高井美穂 | 村井宗明 | 吉田　泉 |
| 安全保障委員会 | ○長島昭久 | ○神風英男 | 内山　晃 | 細野豪志 | 前田雄吉 | 渡辺　周 | |
| 国家基本政策委員会 | ○赤松広隆 | ○細野豪志 | 小沢一郎 | 中井　洽 | 羽田　孜 | 鳩山由紀夫 | 渡部恒三 |
| 予算委員会 | ○細川律夫 | ○松野頼久 | 内山　晃 | 岡田克也 | 大串博志 | 小川淳也 | 加藤公一 |
| | 北神圭朗 | 笹木竜三 | 原口一博 | 伴野　豊 | 馬淵澄夫 | | |

※（◎委員長　○理事）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 決算行政監視委員会 | ◎筒井信隆 | ○松本　龍 | ○前田雄吉 | 池田元久 | 太田和美 | 岡田克也 | 金田誠一 |
| | 玄葉光一郎 | 田名部匡代 | 福田昭夫 | 松本剛明 | | | |
| 議院運営委員会 | ○中川正春 | ○三井辨雄 | 石関貴史 | 津村啓介 | 寺田　学 | | |
| 懲罰委員会 | ◎岩國哲人 | ○平野博文 | 荒井　聰 | 菅　直人 | 前原誠司 | | |
| **特別委員会** | **委員名** | | | | | | |
| 災害対策特別委員会 | ○奥村展三 | ○下条みつ | 岡本充功 | 黄川田　徹 | 小平忠正 | 田村謙治 | 松本　龍 |
| | 森本哲生 | 鷲尾英一郎 | | | | | |
| 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会 | ○笹木竜三 | ○寺田　学 | 大串博志 | 近藤洋介 | 高山智司 | 伴野　豊 | 細川律夫 |
| | 牧　義夫 | 三日月大造 | | | | | |
| 沖縄及び北方問題に関する特別委員会 | ◎川内博史 | ○髙木義明 | ○仲野博子 | 市村浩一郎 | 三井辨雄 | 土肥隆一 | |
| 青少年問題に関する特別委員会 | ◎近藤昭一 | ○小宮山洋子 | ○田嶋　要 | 泉　健太 | 郡　和子 | 横山北斗 | |
| 国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員会 | ○末松義規 | ○伴野　豊 | 池田元久 | 神風英男 | 後藤　斎 | 武正公一 | 田島一成 |
| | 達増拓也 | 長島昭久 | 古本伸一郎 | 山井和則 | | | |
| 北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会 | ○松原　仁 | ○松木謙公 | 荒井　聰 | 北橋健治 | 中井　洽 | 西村智奈美 | |
| 日本国憲法に関する調査特別委員会 | ○枝野幸男 | ○古川元久 | 岩國哲人 | 逢坂誠二 | 小川淳也 | 北神圭朗 | 鈴木克昌 |
| | 仙谷由人 | 園田康博 | 筒井信隆 | 平岡秀夫 | | | |
| 行政改革に関する特別委員会 | ○北橋健治 | ○大島　敦 | 大串博志 | 近藤洋介 | 武正公一 | 鉢呂吉雄 | 前田雄吉 |
| | 馬淵澄夫 | 渡辺　周 | | | | | |
| 教育基本法に関する特別委員会 | ○大畠章宏 | ○牧　義夫 | 奥村展三 | 中井　洽 | 西村智奈美 | 羽田　孜 | 藤村　修 |
| | 松本大輔 | 山口　壯 | 横光克彦 | 笠　浩史 | | | |
| **調査・審査会** | **委員名** | | | | | | |
| 政治倫理審査会 | ○川端達夫 | ○松本大輔 | 長浜博行 | 市村浩一郎 | 藤村　修 | 柚木道義 | |

# 参議院
# 民主党会派所属議員

2006年 6月18日現在

| 常任委員会 | 委員名 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 内閣委員会 | ◎工藤堅太郎 | ○芝　博一 | ○柳澤光美 | 藤原正司 | 松井孝治 | 黒岩宇洋 | 喜納昌吉 |
| 総務委員会 | ○高嶋良充 | ○内藤正光 | 伊藤基隆 | 平田健二 | 高橋千秋 | 藤本祐司 | 那谷屋正義 |
| | 蓮　舫 | | | | | | |
| 法務委員会 | ○簗瀬　進 | 江田五月 | 千葉景子 | 松岡　徹 | 前川清成 | | |
| 外交防衛委員会 | ○榛葉賀津也 | ○柳田　稔 | 佐藤道夫 | 今泉　昭 | 浅尾慶一郎 | 犬塚直史 | 白　眞勲 |
| 財政金融委員会 | ◎池口修次 | ○峰崎直樹 | ○櫻井　充 | 山本孝史 | 平野達男 | 大塚耕平 | 大久保勉 |
| | 尾立源幸 | 富岡由紀夫 | 広田　一 | | | | |
| 文教科学委員会 | ○佐藤泰介 | ○鈴木　寛 | 西岡武夫 | 広中和歌子 | 神本美恵子 | 水岡俊一 | 林久美子 |
| 厚生労働委員会 | ○円より子 | ○津田弥太郎 | 朝日俊弘 | 家西　悟 | 辻　泰弘 | 森ゆうこ | 下田敦子 |
| | 足立信也 | 島田智哉子 | | | | | |
| 農林水産委員会 | ○小川勝也 | ○小川敏夫 | 和田ひろ子 | 郡司　彰 | ﾂﾙﾈﾝﾏﾙﾃｲ | 主濱　了 | 松下新平 |
| 経済産業委員会 | ○渡辺秀央 | ○若林秀樹 | 直嶋正行 | 山根隆治 | 岩本　司 | 小林正夫 | 藤末健三 |
| 国土交通委員会 | ◎羽田雄一郎 | ○山下八洲夫 | ○大江康弘 | 田名部匡省 | 前田武志 | 輿石　東 | 北澤俊美 |
| | 佐藤雄平 | 加藤敏幸 | | | | | |
| 環境委員会 | ◎福山哲郎 | ○岡崎トミ子 | 大石正光 | 小林　元 | 広野ただし | 谷　博之 | |
| 国家基本政策委員会 | ◎今泉　昭 | ○北澤俊美 | ○小林　元 | 西岡武夫 | 江田五月 | 輿石　東 | 平田健二 |
| 予算委員会 | ○平野達男 | ○辻　泰弘 | ○小林正夫 | 前田武志 | 小川敏夫 | 櫻井　充 | 内藤正光 |
| | 浅尾慶一郎 | 山根隆治 | 若林秀樹 | 黒岩宇洋 | 下田敦子 | 喜納昌吉 | 主濱　了 |
| | 犬塚直史 | 蓮　舫 | | | | | |
| 決算委員会 | ○直嶋正行 | ○松井孝治 | 簗瀬　進 | 和田ひろ子 | 佐藤雄平 | 谷　博之 | 神本美恵子 |
| | 加藤敏幸 | 那谷屋正義 | 尾立源幸 | 藤末健三 | | | |
| 行政監視委員会 | ○岩本　司 | 田名部匡省 | 渡辺秀央 | 岡崎トミ子 | 小川勝也 | 大塚耕平 | 芝　博一 |

※（◎委員長　○理事・幹事　△小委員長）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 行政監視委員会 | 松岡　徹 | 足立信也 | | | | | |
| 議院運営委員会 | ○ 郡司　彰 | ○ 藤原正司 | △ 榛葉賀津也 | 柳澤光美 | 津田弥太郎 | 白　眞勲 | 島田智哉子 |
| | 前川清成 | 広田　一 | | | | | |
| 懲罰委員会 | ◎ 朝日俊弘 | ○ 千葉景子 | 佐藤泰介 | 柳田　稔 | | | |

| 特別委員会 | 委員名 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 災害対策特別委員会 | ○ 藤原正司 | ○ 岩本　司 | 水岡俊一 | 那谷屋正義 | 大久保勉 | 島田智哉子 | 松下新平 |
| 沖縄及び北方問題に関する特別委員会 | ◎ 高橋千秋 | ○ 大石正光 | ○ 小林　元 | 円より子 | 小林正夫 | 喜納昌吉 | 藤本祐司 |
| 政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会 | ○ 家西　悟 | ○ 辻　泰弘 | ○ 佐藤道夫 | 山下八洲夫 | 千葉景子 | 佐藤泰介 | 山本孝史 |
| | 小川勝也 | 高嶋良充 | 松井孝治 | 鈴木　寛 | 足立信也 | | |
| 北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会 | ◎ 広野ただし | ○ 小川敏夫 | ○ 山根隆治 | 浅尾慶一郎 | 森ゆうこ | 柳澤光美 | 林久美子 |
| 政府開発援助等に関する特別委員会 | ○ 松井孝治 | ○ 加藤敏幸 | 大江康弘 | 黒岩宇洋 | 津田弥太郎 | 犬塚直史 | 白　眞勲 |
| | 尾立源幸 | 藤末健三 | 富岡由紀夫 | | | | |
| 行政改革に関する特別委員会 | ○ 直嶋正行 | ○ 小川敏夫 | ○ 大塚耕平 | 峰崎直樹 | 内藤正光 | 浅尾慶一郎 | 神本美恵子 |
| | 若林秀樹 | 鈴木　寛 | 柳澤光美 | 加藤敏幸 | 主濱　了 | | |

| 調査・審査会 | 委員名 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 調査・審査会国際問題に関する調査会 | ○ 大塚耕平 | ○ 佐藤雄平 | 大石正光 | 前田武志 | 工藤堅太郎 | 広野ただし | 郡司彰 |
| | 主濱　了 | 富岡由紀夫 | | | | | |
| 経済・産業・雇用に関する調査会 | ◎ 広中和歌子 | ○ 和田ひろ子 | ○ 谷　博之 | 峰崎直樹 | 伊藤基隆 | 池口修次 | 津田弥太郎 |
| | 大久保勉 | | | | | | |
| 少子高齢社会に関する調査会 | ○ 円より子 | ○ 森ゆうこ | 朝日俊弘 | 羽田雄一郎 | 下田敦子 | 加藤敏幸 | 松下新平 |
| | 蓮　舫 | 林久美子 | | | | | |
| 憲法調査会 | ○ 簗瀬進 | ○ 高嶋良充 | ○ ツルネンマルテイ | 江田五月 | 山本孝史 | 佐藤道夫 | 福山哲郎 |
| | 内藤正光 | 鈴木　寛 | 松岡　徹 | 犬塚直史 | 水岡俊一 | 藤本祐司 | 前川清成 |
| | 藤末健三 | 広田　一 | | | | | |
| 政治倫理審査会 | ○ 前田武志 | 江田五月 | 輿石東 | 北澤俊美 | 円より子 | 平田健二 | |

# 小沢『次の内閣』一覧（2006年4月26日～）

小沢　一郎
ネクスト総理大臣

菅　直人
ネクスト副総理大臣

鳩山由紀夫
ネクスト国務大臣

渡辺　周
ネクスト総務大臣
（政治改革担当）

原口　一博
ネクスト国務大臣
（総合政策企画担当／
郵政改革担当）

浅尾慶一郎
ネクスト外務大臣

長島　昭久
ネクスト防衛庁長官

大島　敦
ネクスト内閣府担当
大臣

峰崎　直樹
ネクスト財務大臣
（経済財政担当）

櫻井　充
ネクスト金融担当大臣

仙谷　由人
ネクスト厚生労働大臣

若林　秀樹
ネクスト経済産業大臣

松本　剛明
ネクスト官房長官
（規制改革担当）

千葉　景子
ネクスト法務大臣

鈴木　寛
ネクスト文部科学大臣

小宮山洋子
ネクスト子ども/男
女共同参画/人権・
消費者担当大臣

山田　正彦
ネクスト農林水産大臣

長妻　昭
ネクスト国土交通大臣

長浜　博行
ネクスト環境大臣

直嶋 正行
ネクスト官房副長官

## 政調副会長・官房審議委員

伴野　豊

高橋 千秋

神本 美恵子

平野 達男

馬淵 澄夫

古本 伸一郎

小宮山 泰子

園田 康博

蓮　舫

吉田　泉

田名部 匡代

## 前原『次の内閣』一覧（2005年9月20日～2006年4月26日）

前原 誠司　ネクスト総理大臣
鳩山 由紀夫　ネクスト国務大臣
渡辺　周　ネクスト総務大臣（政治改革担当）
原口 一博　ネクスト郵政改革担当大臣／総合政策企画会議担当大臣
浅尾 慶一郎　ネクスト外務大臣
長島 昭久　ネクスト防衛庁長官
大島　敦　ネクスト内閣府担当大臣
峰崎 直樹　ネクスト財務大臣（経済財政担当）
櫻井　充　ネクスト金融担当大臣
仙谷 由人　ネクスト厚生労働大臣
若林 秀樹　ネクスト経済産業大臣
松本 剛明　ネクスト官房長官（規制改革担当）
千葉 景子　ネクスト法務大臣
鈴木　寛　ネクスト文部科学大臣
小宮山 洋子　ネクスト子ども／男女共同参画／人権・消費者担当大臣
山田 正彦　ネクスト農林水産大臣
長妻　昭　ネクスト国土交通大臣
長浜 博行　ネクスト環境大臣
直嶋 正行　ネクスト官房副長官

**民主党国会レポート2006 ― 公正な社会、ともに生きる国へ。**

発行日　2006年8月31日
発行人　松本 剛明
発行所　民主党政策調査会
〒100-8981 東京都千代田区永田町2-2-1
衆議院第一議員会館内
Tel.03-3581-5111（内線3873～3876）
民主党本部 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-1
Tel.03-3595-9988（代表）　URL http://www.dpj.or.jp

The Democratic Party of Japan

民主党